

# 人事委員会年報

(平成27年度)

広島県人事委員会事務局

# 目 次

## 第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況	1
2 人事委員会規則の制定・改廃	6
3 条例案に対する意見	8
4 人事委員会主要行事	9

## 第2 任用関係業務

1 職員の採用	11
(1) 職員採用試験等の実施状況	11
(2) 主な採用試験日程及び試験会場	15
(3) 受験資格等	16
(4) 採用選考の状況	17
(5) 広報活動等	17
(6) 危機管理等	18
2 職員の昇任	19
3 臨時的任用	19

## 第3 給与関係業務

1 職員給与の実態	21
(1) 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比	21
(2) 職員の平均給与月額	21
2 職種別民間給与実態調査	22
(1) 調査の目的及び調査対象事業所等	22
(2) 職員給与と民間給与との比較	22
3 職員の給与に関する報告及び勧告	24
(1) 職員の給与に関する報告（要旨）	24
(2) 勧告（要旨）	30
(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告（要旨）	33
4 職員の給与制度改定の動き	37

## 第4 審査関係業務

1 公平審査	39
(1) 不利益処分に関する審査請求	39
(2) 勤務条件に関する措置の要求	43
2 職員からの苦情相談	43
3 職員団体等	44
(1) 職員団体の登録	44
(2) 管理職員等の範囲の指定	45
4 労働基準監督機関としての職権行使	50

# 人事委員会の運営

# 第1 人事委員会の運営

## 1 人事委員会の開催状況

平成27年度の人事委員会は29回開催され、その内容は次のとおりである。

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第1回	27. 4. 7 (火)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>懲戒処分取消及び国家賠償請求事件（平成26年（行ウ）第19号の指定代理人の変更について（職務命令違反事案（破り年休））</li> <li>不利益処分に関する不服申立てに係る審理の終了について（中学校教員戒告事案）</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成26年度職員による苦情相談の概要について</li> <li>平成27年度人事委員会事務局事務概要について</li> </ol>
第2回	27. 4. 23 (木)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について（受託分）</li> <li>職員の育児休業等に関する規則の一部改正について</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>人事委員会日程について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年度第1回広島県警察官等採用試験申込者数について</li> <li>平成27年職種別民間給与実態調査について</li> <li>全国人事委員会連合会役員会の概要について</li> <li>十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について</li> </ol>
第3回	27. 5. 28 (木)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の受験資格について</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>人事委員会日程について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年度広島県職員（警察少年育成官）採用試験の実施計画の変更について</li> <li>平成27年度広島県職員（警察少年育成官）採用試験の第1次試験合格者について</li> <li>平成27年度第1回警察官採用試験の第1次試験合格者について</li> <li>平成27年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の試験区分及び採用予定人員等について</li> <li>平成27年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）の試験区分及び採用予定人員等について</li> <li>査定昇給の実施状況（平成27年4月1日）について</li> <li>不利益処分に関する不服申立ての取下げについて（不起立事案（小中学校））</li> </ol>
第4回	27. 6. 11 (木)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>不利益処分に関する不服申立ての裁決について（中学校教員戒告事案）</li> </ol>
第5回	27. 6. 24 (水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>職員採用試験の面接評定票について</li> <li>不利益処分に関する不服申立ての裁決について（中学校教員戒告事案）</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>人事委員会日程について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年度広島県職員採用試験（大学卒業程度・第1回社会人経験者等）申込状況について</li> <li>平成27年度広島県職員採用試験（短大卒程度）の採用計画について</li> <li>平成27年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の採用計画について</li> <li>平成27年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用試験の採用計画について</li> <li>平成27年度第2回広島県警察官採用試験の採用計画について</li> <li>新たな特定事業主行動計画の策定について</li> </ol>

第6回	27. 7. 16 (木)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長の選任について</li> <li>2 委員の職務分担について</li> <li>3 公安職8級に属する職への昇任選考について</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 給与制度の見直しに係る知事からの要請について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成27年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の第1次試験合格者について</li> <li>2 平成27年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）の第1次試験合格者について</li> <li>3 平成27年度第1回警察官採用試験の第2次試験合格者について</li> <li>4 平成27年職種別民間給与実態調査の実施状況について</li> <li>5 不服申立ての取下げについて（小学校教員転任事案）</li> <li>6 職員団体からの要請について</li> </ol>
第7回	27. 7. 28 (火)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療技術職（薬剤師）の経験者採用について</li> <li>2 警察本部の採用選考について</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域手当の本年勧告における対応方針について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成27年6月の勤勉手当の支給状況について</li> </ol>
第8回	27. 8. 18 (火)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成27年度第1回警察官採用試験等の最終合格者の決定について</li> <li>2 平成27年度広島県職員（警察少年育成官）採用試験の最終合格者の決定について</li> <li>3 平成27年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者の決定について</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会勧告に向けた検討課題（給与関係）について</li> <li>2 人事委員会勧告作業日程について</li> <li>3 人事委員会日程について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察本部の採用選考について</li> <li>2 平成27年度広島県職員採用試験（大学卒業程度【行政（一般事務）B】）の第2次試験合格者について</li> <li>3 平成27年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）の第2次試験合格者について</li> <li>4 懲戒処分取消及び国家賠償請求事件の判決について（職務命令違反事案（破り年休））</li> <li>5 全国人事委員会連合会役員会の概要について</li> </ol>
第9回	27. 8. 26 (水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成27年度広島県職員採用試験（大学卒業程度【行政（一般事務）B】）の最終合格者の決定について</li> <li>2 平成27年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者等）の最終合格者の決定について</li> <li>3 警察職員（工業（鑑識工学））の採用選考について</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成27年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の申込者数について</li> <li>2 平成27年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の試験区分及び採用予定人員等について</li> <li>3 教職員組合から全国人事委員会連合会への要請（教員給与関係）について</li> </ol>
第10回	27. 9. 2 (水)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</li> <li>2 人事委員会日程について</li> </ol>

第11回	27. 9. 9 (水)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</li> <li>2 不利益処分に関する不服申立てに係る再審請求について（不起立事案（県立学校））</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成27年度第2回警察官採用試験の申込者数について</li> <li>2 職員団体からの申し入れについて</li> </ol>
第12回	27. 9. 17 (木)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公安職8級に属する職への昇任選考について</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</li> <li>2 不利益処分に関する不服申立てに係る再審請求について（不起立事案（県立学校））</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成27年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の申込者数について</li> <li>2 平成27年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の申込者数について</li> </ol>
第13回	27. 9. 29 (火)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</li> <li>2 不利益処分に関する不服申立てに係る再審請求について（不起立事案（県立学校））</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員団体との協議等について</li> </ol>
第14回	27. 10. 8 (木)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成27年度身体に障害のある人を対象とした職員採用選考試験の第1次試験合格者について</li> <li>2 平成27年度第2回警察官採用試験の第1次試験合格者について</li> <li>3 平成27年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の申込者数について</li> <li>4 警察職員（研究員）採用試験の申込者数について</li> <li>5 職員団体との協議等について</li> </ol>
第15回	27. 10. 15 (木)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成27年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の第1次試験合格者について</li> <li>2 平成27年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の第1次試験合格者について</li> </ol>
第16回	27. 10. 23 (金)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成27年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の合格者の決定について</li> <li>2 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</li> <li>3 裁決取消請求事件（平成27年（行ウ）第27号）への対応について（不起立事案（県立学校））</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会日程について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成27年度第2回警察官採用試験の第2次試験合格者について</li> <li>2 懲戒処分取消及び国家賠償請求控訴事件（平成27年（行コ）第28号）への対応について（職務命令違反事案（破り年休））</li> <li>3 職員団体等からの要請について</li> </ol>
第17回	27. 11. 4 (水)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成27年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の第1次試験合格者について</li> <li>2 警察職員（研究員）採用試験の第1次試験合格者について</li> <li>3 職員団体との協議等について</li> </ol>

第18回	27.11.17(火)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の最終合格者の決定について</li> <li>平成27年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の最終合格者の決定について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年各都道府県の給与勧告等の状況について</li> <li>職員団体からの要望について</li> </ol>
第19回	27.11.25(水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年度第2回警察官採用試験の最終合格者の決定について</li> <li>平成27年度広島県職員採用試験（総合土木）実施計画について</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>人事委員会日程について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の第2次試験合格者について</li> <li>「技術職・専門職限定 広島県職員しごと説明会」の開催について</li> </ol>
第20回	27.12.1(火)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年度広島県職員採用試験（第2回社会人経験者等）の最終合格者の決定について</li> <li>警察職員（研究員）採用選考試験の最終合格者の決定について</li> <li>警察官の育休任期付職員の採用に係る選考の基準及び選考の委任について</li> </ol>
第21回	27.12.16(水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>人事委員会指令「通勤手当に係る有料道路利用の特例（広島IC）」について</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>人事委員会日程について</li> </ol>
第22回	28.1.13(水)	<p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>給料表の切替に伴う号給の調整について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年度広島県職員採用試験（総合土木）の申込状況について</li> <li>「技術職・専門職限定 広島県職員しごと説明会」の実施状況について</li> </ol>
第23回	28.1.25(月)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>不利益処分についての不服申立てに関する規則等の改正について</li> <li>不利益処分に関する不服申立ての再審請求の却下について（不起立事案（県立学校））</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年人事委員会勧告等の実施に係る関係規定の整理方針について（給与関係）</li> <li>人事委員会日程について</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年度広島県職員採用試験（総合土木）の第1次試験合格者について</li> <li>平成27年12月の勤勉手当の支給状況について</li> </ol>
第24回	28.2.9(火)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年度広島県職員採用試験（総合土木）の最終合格者の決定について</li> <li>警察本部の採用選考について</li> <li>警察本部の参事官相当職等（公安職・行政職）への昇任選考について</li> <li>人事委員会指令の一部改正について</li> </ol> <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成28年度採用試験制度の見直しについて</li> </ol> <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「広島県職員採用ガイダンス」等の開催について</li> <li>全国人事委員会連合会役員会の概要について</li> </ol>

第 25 回	28. 2. 17 (水)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 平成28年度広島県職員採用試験実施計画について</p> <p>2 条例案に係る意見について</p> <p>〔協議事項〕</p> <p>1 人事委員会規則・指令の一部改正について（較差等に基づく改定，給与制度の総合的見直し関係）</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 職員団体からの春闘要求について</p>
第 26 回	28. 2. 26 (金)	<p>〔協議事項〕</p> <p>1 人事委員会規則・指令の制定及び一部改正について（本県独自の給与制度の見直し関係）</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成28年度第1回警察官採用試験採用計画について</p> <p>2 平成27年度事業所調査結果の概要について</p>
第 27 回	28. 3. 7 (月)	<p>〔協議事項〕</p> <p>1 人事委員会規則・指令の制定及び一部改正について</p> <p>2 地方公務員法の改正等に伴う任用管理制度の運用について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 懲戒処分取消及び国家賠償請求事件の高裁判決について（職務命令違反事案（破り年休））</p> <p>2 職員団体からの要請について</p>
第 28 回	28. 3. 15 (火)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 人事委員会事務局職員の人事異動について</p> <p>2 人事委員会規則・指令の制定及び一部改正について</p> <p>3 県の課長相当職以上への昇任選考について</p> <p>4 職員の採用選考について</p> <p>〔協議事項〕</p> <p>1 人事委員会日程について</p>
第 29 回	28. 3. 28 (月)	<p>〔付議事項〕</p> <p>1 人事委員会規則・指令の一部改正について</p> <p>2 人事委員会処務規程の一部改正について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 平成27年度広島県職員採用ガイダンスの実施状況について</p> <p>2 職員団体からの要請について</p>

付議事項 44件  
協議事項 35件  
報告事項 67件  
合 計 146件



## 2 人事委員会規則の制定・改廃

平成27年度における人事委員会規則の制定改廃の内容は、次のとおりである。

制定・改正 年 月 日	規 則 名	概 要
平 27. 4. 1 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織の改編等による職の新設等に伴う所要の改正
平 27. 4. 1 公布・施行	広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令	文書管理規程等の改正に伴う所要の改正
平 27. 4.30 公布・施行	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	児童福祉法の改正に伴う所要の改正
平 27. 4.30 公布・施行	安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 27. 4.30 公布・施行	安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 27. 4.30 公布・施行	安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 27. 4.30 公布・施行	安芸郡坂町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 27. 4.30 公布・施行	山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 27. 4.30 公布・施行	山県郡北広島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 27. 4.30 公布・施行	豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 27. 4.30 公布・施行	世羅郡世羅町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 27. 4.30 公布・施行	神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (受託分)	組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正
平 28. 2. 4 公布 平 28. 4. 1 施行	不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則	行政不服審査法の改正に伴う所要の改正
平 28. 3.22 公布 平 28. 4. 1 施行	職務の級の分類に関する規則	等級別基準職務表の条例化に伴う規則の制定
平 28. 3.22 公布 平 28. 4. 1 施行	職員の退職管理に関する規則	地方公務員法の改正及び退職管理条例の制定に伴う制定
平 28. 3.22 公布 平 28. 4. 1 施行	一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	等級別基準職務表の条例化に伴う規則の改正
平 28. 3.22 公布 平 28. 4. 1 施行	一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	等級別基準職務表の条例化に伴う規則の改正
平 28. 3.22 公布 平 28. 4. 1 施行	任用に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法の改正に伴う所要の改正
平 28. 3.22 公布 平 28. 4. 1 施行	人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則	任用に関する規則の改正に伴う所要の改正
平 28. 3. 2.2 公布・施行	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	給与改定に伴う所要の改正
平 28. 3.22 公布 平 28. 4. 1 施行	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	条例改正に伴う所要の改正

平 28. 3.22 公布・施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則	給与改定に伴う所要の改正
平 28. 3.22 公布・施行	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	給与改定に伴う所要の改正
平 28. 3.22 公布 平 28. 4. 1 施行	単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則	単身赴任手当の基礎額及び加算額の改正
平 28. 3.22 公布 平 28. 4. 1 施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	特定管理職員の管理職手当の改正
平 28. 3.22 公布 平 28. 4. 1 施行	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	等級制度見直しに伴う所要の改正
平 28. 3.22 公布 平 28. 4. 1 施行	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則	給与規則、管理職手当規則及び退職手当規則の改正に伴う所要の改正
平 28. 3.22 公布 平 28. 4. 1 施行	職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則	学校教育法及び介護休暇制度の改正に伴う所要の改正
平 28. 3.22 公布 平 28. 4. 1 施行	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	派遣先の追加等に伴う所要の改正
平 28. 3.22 公布 平 28. 4. 1 施行	営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則の一部を改正する規則	地方公務員法の改正に伴う所要の改正
平 28. 3.31 公布 平 28. 4. 1 施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	1 か月以下の育児休業について、勤勉手当の在職期間から除算しないこととする改正
平 28. 3.31 公布 平 28. 4. 1 施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	職業能力開発総合大学校の特定応用課程修了者を、大学4年卒に相当するものとして規定

### 3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に関する条例の制定又は改廃について、県議会から意見を求められたものに対し、意見を申し述べている。

なお、平成27年度に意見を求められた条例案4件に対して述べた意見は、次に掲げるとおりである。

年月日	条例案	意見
平成28年 2月17日	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	本委員会が行った勧告内容と異なる部分がありますが、職員への影響や本県施策との整合性を考慮してとられた措置であり、異存はありません。
	職員の給与に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正	
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	
	職員の旅費に関する条例の一部改正	
	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考えます。
	職員の退職管理に関する条例案	
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案		

#### 4 人事委員会主要行事

区分	人事委員会	人事委員会協議会関係	その他
平成27年 4月	4. 7 第1回人事委員会 4.23 第2回人事委員会	4. 8 全国人事委員会連合会役員会 4.21 十六都道府県人事委員会協議会 委員長・局長会議	
5月	5.28 第3回人事委員会	5.25 中国地方人事委員会協議会 委員全員会議	
6月	6.11 第4回人事委員会 6.24 第5回人事委員会	6.20 全国人事委員会連合会総会	
7月	7.16 第6回人事委員会 7.28 第7回人事委員会	7. 9・10 公平審査事務研修会	
8月	8.18 第8回人事委員会 8.26 第9回人事委員会	8. 10 全国人事委員会連合会役員会	8.2 大卒程度2次試験 ～8.12 (面接:11日間) 8.21 大卒程度3次試験 (面接・行政一般事務)
9月	9. 2 第10回人事委員会 9. 9 第11回人事委員会 9.17 第12回人事委員会 9.29 第13回人事委員会		
10月	10. 8 第14回人事委員会 10.15 第15回人事委員会 10.23 第16回人事委員会		
11月	11. 4 第17回人事委員会 11.17 第18回人事委員会 11.25 第19回人事委員会		11.4 人事委員会勧告
12月	12. 1 第20回人事委員会 12.16 第21回人事委員会		
平成28年 1月	1.13 第22回人事委員会 1.25 第23回人事委員会		
2月	2. 9 第24回人事委員会 2.17 第25回人事委員会 2.26 第26回人事委員会	2. 5 全国人事委員会連合会役員会	
3月	3. 7 第27回人事委員会 3.15 第28回人事委員会 3.28 第29回人事委員会		

※ この表は、人事委員が出席する主要行事を掲載したものである。

●人事委員会 29回

●人事委員会協議会関係

7回

# 任 用 關 係 事 務

## 第2 任用関係業務

### 1 職員の採用

#### (1) 職員採用試験等の実施状況

平成27年度に実施した職員採用試験等の実施状況は、第1表から第4表のとおりである。

第1表 平成27年度広島県職員採用試験等実施状況(総括表)

区 分	平成27年度				平成26年度				増 減								
	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数		受験者数		最終合格者数		競争倍率 ポイント		
									(人)	増減率	(人)	増減率	(人)	増減率(%)			
競 争 試 験	大学卒業程度	1,125	763	144	5.3	990	652	142	4.6	135	13.6	111	17.0	2	1.4	0.7	
	うち行政	428	291	69	6.5	336	215	50	5.9	92	27.4	76	35.3	19	38.0	0.6	
	大卒程度	846	588	91	6.5	712	458	77	5.9	134	18.8	130	28.4	14	18.2	0.6	
	第1回社会人	345	236	51	6.5	253	164	36	6.5	92	36.4	72	43.9	15	41.7	0.6	
	うち行政	145	106	11	9.6	169	120	9	13.3	△ 24	△ 14.2	△ 14	△ 11.7	2	22.2	△ 3.7	
	第2回社会人	36	26	2	13.6	40	31	2	21.6	△ 4	△ 4	△ 5	△ 5	0	0	0	
	うち行政	130	95	7	13.6	150	108	5	21.6	△ 20	△ 13.3	△ 13	△ 12.0	2	40.0	△ 8.0	
	大卒程度	35	25	2	10.4	39	30	2	28.0	△ 4	△ 4	△ 5	△ 5	0	0	0	
	第2回社会人	169	125	12	10.4	180	112	4	28.0	△ 11	△ 6.1	13	11.6	3	200.0	△ 17.6	
	うち行政	46	36	4	10.4	48	29	1	28.0	△ 2	△ 2	7	11.6	8	3	200.0	△ 17.6
	短大卒業程度	169	125	12	10.4	180	112	4	28.0	△ 11	△ 6.1	13	11.6	3	200.0	△ 17.6	
	うち行政	46	36	4	9.9	48	29	1	10.3	△ 2	△ 2	7	11.6	3	200.0	△ 17.6	
	短大卒業程度	112	79	8	9.9	100	82	8	10.3	12	12.0	△ 3	△ 3.7	0	0.0	△ 0.4	
	うち行政	98	68	7	4.1	91	73	8	6.5	7	14.0	△ 5	△ 3.7	△ 1	0.0	△ 0.4	
	高校卒業程度	203	156	38	4.1	178	136	21	6.5	25	14.0	20	14.7	17	81.0	△ 2.4	
	うち行政	108	86	27	4.2	88	71	17	6.5	20	22.7	15	21.1	10	58.8	△ 2.3	
	うち行政	193	151	36	4.2	178	136	21	6.5	15	8.4	15	11.0	15	71.4	△ 2.3	
	うち行政	107	86	27	6.6	88	71	17	7.6	19	21.6	15	21.1	10	58.8	△ 2.3	
	小計	1,754	1,229	213	5.8	1,617	1,102	184	6.0	137	8.5	127	11.5	29	15.8	△ 0.2	
	うち行政	716	507	109	6.6	603	419	78	7.6	113	18.7	88	21.0	31	39.7	△ 1.0	
うち行政	1,338	959	146	6.6	1,220	814	107	7.6	118	9.7	145	17.8	39	36.5	△ 1.0		
第1回警察官(男性)	533	383	84	7.4	428	294	56	7.6	105	24.5	89	30.3	28	50.0	△ 0.2		
第2回警察官(男性)	1,401	1,006	136	9.6	1,393	1,069	140	9.6	8	0.6	△ 63	△ 5.9	△ 4	△ 2.9	△ 0.2		
第1回警察官(女性)	(-)	(-)	(-)	9.6	(-)	(-)	(-)	6.5	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
第2回警察官(女性)	998	547	57	9.6	936	633	98	6.5	62	6.6	△ 86	△ 13.6	△ 41	△ 41.8	3.1		
警察少年育成官	(-)	(-)	(-)	14.7	(-)	(-)	(-)	6.4	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
警察少年育成官	439	294	20	14.7	329	219	34	6.4	110	33.4	75	34.2	△ 14	△ 41.2	8.3		
警察少年育成官	439	294	20	5.2	329	219	34	8.1	110	33.4	75	34.2	△ 14	△ 41.2	8.3		
警察少年育成官	318	150	29	5.2	218	145	18	8.1	100	45.9	5	3.4	11	61.1	△ 2.9		
警察少年育成官	318	150	29	10.5	218	145	18	20.0	100	45.9	5	3.4	11	61.1	△ 2.9		
警察少年育成官	35	21	2	10.5	40	20	1	20.0	△ 5	△ 12.5	1	5.0	1	100.0	△ 9.5		
警察少年育成官	15	11	1	22	14	1	1	22	△ 7	△ 31.8	△ 3	△ 21.4	0	0.0	△ 9.5		
競争試験計	4,945	3,247	457	7.1	4,533	3,188	475	6.7	412	9.1	59	1.9	△ 18	△ 3.8	0.4		
競争試験計	1,488	962	159	7.1	1,172	797	131	6.7	316	27.0	165	20.7	28	21.4	0.4		
選 考 試 験	身体に障害のある人を対象とした試験	17	15	7	2.1	28	27	8	3.4	△ 11	△ 39.3	△ 12	△ 44.4	△ 1	△ 12.5	△ 1.3	
	職業訓練指導員	4	3	1	3.0	25	25	3	8.3	△ 21	△ 84.0	△ 22	△ 88.0	△ 2	△ 66.7	△ 5.3	
	林業(追加)					11	8	3	2.7	△ 11	皆減	△ 8	皆減	△ 3	皆減	-	
	総合土木(追加)	30	16	3	5.3	65	45	6	7.5	△ 35	△ 53.8	△ 29	△ 64	△ 3	△ 50.0	△ 2.2	
	警察職員(航空整備士)	2	2	1	2.0					2	皆増	2	皆増	1	皆増	-	
	警察職員(情報処理職)	8	7	1	7.0					8	皆増	7	皆増	1	皆増	-	
	警察職員(研究員)	16	12	1	12.0					16	皆増	12	皆増	1	皆増	-	
	警察官(工業(鑑識工学))																
	警察官(術科指導員)	3	3	2	1.5	4	4	4	1.0	△ 1	△ 25.0	△ 1	△ 25	△ 2	△ 50.0	0.5	
	警察官(術科指導員)	3	3	2	1.5	4	4	4	1.0	△ 1	△ 25.0	△ 1	△ 25	△ 2	△ 50.0	0.5	
選考試験計	80	58	16	3.6	133	109	24	4.5	△ 53	△ 39.8	△ 51	△ 46.8	△ 8	△ 33.3	△ 0.9		
合計(競争試験+選考試験)	5,025	3,305	473	7.0	4,666	3,297	499	6.6	359	7.7	8	0.2	△ 26	△ 5.2	0.4		
そ の 他 採 用 選 考	知事部局等(行政職等)		35	35	1.0		47	47	1.0			△ 12	△ 25.5	△ 12	△ 25.5	0.0	
	教育委員会(行政職)		20	20	1.0		18	18	1.0			2	11.1	2	11.1	0.0	
	警察本部(警察官等)		46	46	1.0		50	50	1.0			△ 4	△ 8.0	△ 4	△ 8.0	0.0	
	計		101	101	1.0		115	115	1.0			△ 14	△ 12.2	△ 14	△ 12.2	0.0	

(注) 1. 「その他採用選考」における「受験者数」は「選考対象者数」を、「最終合格者数」は「合格者数」を示す。

2. 下段は、女性で内数。

第2表 主な平成27年度広島県職員採用試験の実施状況(内訳)

(平成28年4月1日現在)

試験 区分	職 種	採用予 定人員 名程度	申込者数 (A)	第1次試験										第2次試験					最終合格 率 (B/D)	採用者数 人				
				受験者数(B)					合格者数(C)					受験者数	最終合格者数(D)			最終合格 率 (D/B)						
				人	院	大	短	高	計	(B/A)	院	大	短		高	計	(C/B)				院	大	短	高
大 政	一般事務A	45	558	37	323	9	369	66.1	11	108		119	32.2	115	6	50		56	15.2	6.6	42			
			194	9	110	2	121		1	32		33		32	1	22		23			14			
	一般事務B	7	131	7	88	2	3	100	76.3	5	29		34	34.0	16	1	9		10	10.0	10.0	9		
			65	3	41	2		46		2	15		17		11	1	7		8			7		
	小中学校事務	15	74	1	60	1	2	64	86.5	1	34		35	54.7	35	16		16	25.0	4.0	11			
			45	1	38	1		40		1	21		22		22	15		15				10		
	警察事務	8	83	1	53		1	55	66.3		19		19	34.5	18	9		9	16.4	6.1	6			
			41	1	28			29			9		9		8	5		5				3		
	小計	75	846	46	524	3	15	588	69.5	17	190		207	35.2	184	7	84		91	15.5	6.5	68		
			345	14	217	3	2	236		4	77		81		73	2	49		51			34		
学 行	心理	2	26	10	7		17	65.4	6	1		7	41.2	7	3		3	17.6	5.7	3				
			18	7	7		14		4	1		5		5	2		2				2			
	社会福祉	2	7	7	4		4	57.1	3	3		3	75.0	3	2		2	50.0	2.0	2				
			4		3		3			2		2		2	2		2				2			
	衛生(薬学)	3	9		6		6	66.7	5	5		5	83.3	4	3		3	50.0	2.0	2				
			6		4		4			1		1		4	3		3				2			
	農業	5	26	9	7		16	61.5	5	6		11	68.8	11	3	2	5	31.3	3.2	5				
			14	5	3		8		2	3		5		5	2	1		3			3			
	林業	5	22	7	9		16	72.7	7	5		12	75.0	11	5	1	6	37.5	2.7	6				
			11	3	6		9		3	2		5		4	1	1		2			2			
業 政	畜産一般	1	16	3	11		15	93.8	1	6		7	46.7	7	1		1	6.7	15.0	1				
			5		3		3			2		2		2	1		1				1			
	水産	1	19	5	5		10	52.6	3	4		7	70.0	7	1		1	10.0	10.0	1				
			5		2		2			2		2		2	1		1				1			
	工業(化学)	3	31	8	13		21	67.7	4	3		7	33.3	7	2	1	3	14.3	7.0	3				
			5		2		2			1		1		1										
	工業(機械)	1	20	1	8		9	45.0	1	5		6	66.7	6	1		1	11.1	9.0	1				
			12	2	4		6	50.0	2	4		6	100.0	5	1	1	2	33.3	3.0	2				
	工業(電気)	1	7	3	2		5	71.4	3	1		4	80.0	4	1		1	20.0	5.0	1				
			1																					
外 程 度	工業(材料工学)	1	14	3	2		5	35.7	3	1		4	80.0	4	1		1	20.0	5.0	1				
			2																					
	総合土木	19	48	6	25	1	32	66.7	6	20		26	81.3	25	4	17	21	65.6	1.5	16				
			4		2	1	3			2		2		2	2		2				2			
	建築	2	22	4	9		13	59.1	3	4		7	53.8	6	1	2	3	23.1	4.3	3				
			8	2	3		5		1	2		3		3	1	1		2			2			
	小計	47	279	61	112	1	175	62.7	44	68		112	64.0	107	20	33	53	30.3	3.3	47				
			83	17	35	1	53		10	18		28		30	6	12		18			17			
	計	122	1,125	107	636	4	16	763	67.8	61	258		319	41.8	27	117	144	18.9	5.3	115				
			428	31	252	4	2	289		14	95		109		8	61		69			51			
社 会 人 員 等	一般事務	7	130	11	79	2	3	95	73.1	7	24		31	32.6	9	2	5	7	7.4	13.6	6			
			36	3	19	2	1	25		9		11		4	1	1	2				2			
	総合土木	4	15	2	7		2	11	73.3	2	5	1	8	72.7	8	1	3	4	36.4	2.8	4			
			1	1			1		1		1		1		1									
	小計	11	145	13	86	2	5	106	73.1	9	29	1	39	36.8	17	3	8	11	10.4	9.6	7			
			36	4	19	2	1	26		3	9		12		5	1	1	2			1			
	一般事務	7	169	19	93	8	5	125	74.0	8	23		31	24.8	18	2	10	12	9.6	10.4	11			
			46	5	24	5	2	36		2	4		6		5	1	3	4			3			
	小計	7	169	19	93	8	5	125	74.0	8	23		31	24.8	18	2	10	12	9.6	10.4	11			
			46	5	24	5	2	36		2	4		6		5	1	3	4			3			
短 大 卒 業 程 度	司書	1	53	1	29		30	56.6	7			7	23.3	6	1		1	3.3	30.0	1				
			1	21			22			6		6		5										
	栄養士	7	59		49		49	83.1	15			15	30.6	15	7		7	14.3	7.0	6				
					46		46		15			15		15	7		7				6			
	小計	8	112	1	78		79	70.5	22			22	27.8	21	8		8	10.1	9.9	7				
				1	67		68		21			21		20	7		7				6			
	高 校 卒 業 程 度	一般事務	6	60		2	1	40	43	71.7	2	13	15	34.9	15	1		8	9	20.9	4.8	7		
						1		15	16		1	4	5		5			3	3		1			
		小中学校事務	20	103		6	77	84	81.5	1	3	45	49	58.3	46			23	23	27.4	3.7	14		
						1	5	49	55		1	2	32	35		34			21	21		12		
警察事務		3	30			1	23	24	80.0		8	8	33.3	8			4	4	16.7	6.0	2			
					1	14	15		6	6		6		6			3	3			1			
小計		29	193		3	8	140	151	78.2	3	3	66	72	47.7	69	1		35	36	23.8	4.2	23		
					2	6	78	86		2	2	42	46		45			27	27		14			
総合土木		2	10			1	4	5	50.0		1	4	5	100.0	5			2	2	40.0	2.5	2		
小計		2	10			1	4	5	50.0		1	4	5	100.0	5			2	2	40.0	2.5	2		
計	31	203		3	9	144	156	76.8	3	4	70	77	49.4	74	1		37	38	24.4	4.1	25			
				2	6	78	86		2	2	42	46		45			27	27			14			
身 体 に 障 害 の あ る 人 を 対 象 と し た 試 験	一般事務	6	17		12	1	2	15	88.2	12	1	2	15	100.0	15	5	1	1	7	46.7	2.1	4		
			8		6	1		7		6	1	7		7	3	1		4			3			
	小計	6	17		12	1	2	15	88.2	12	1	2	15	100.0	15	5	1	1	7	46.7	2.1	4		
			8		6	1		7		6	1	7		7	3	1		4			3			
	計	185	1,771	140	908	24	172	1,244	70.2	78	347	5	73	50.3	40.4	145	32	149	1	38	220	17.7	5.7	169
			518	41	368	12	5	426		19	135	1	155		37	10	75	1	86			64		

(注)・採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は女性で内数

・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高等を含む。-12-

第3表 平成27年度広島県警察官採用試験実施状況

試験 区分	職 種	採用予定 人員 名程度	申込者数 (A) 人	第1次試験										第2次試験						第3次試験					最終競争 倍率 (B/E)	採用者数 人					
				受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)					合格者数 (C/B)	受験者数	合格者数(D)					受験者数	最終合格者数(E)					最終合格 率(E/B)			
				大	短	高	他	計		大	短	高	他	計			大	短	高	他	計		大	短			高		他	計	
第1回 警察官	警察官A (男性)	75	820	608			608	74.1	360			360	59.2	256	183			183	30.1	173	109			109	17.9	5.6	71				
	警察官B (男性)	20	581	36	19	341	2	398	68.5	16	5	83	104	26.1	89	5	3	53	61	15.3	58	1		26	27	6.8	14.7	16			
	警察官A (女性)	15	260	191			191	73.5	78			78	40.8	16	11			11	5.8	9	8			8	4.2	23.9	4				
	警察官B (女性)	7	179	2	10	91		103	57.5		3	41	44	42.7	33		1	24	25	24.3	24		1	11	12	11.7	8.6	11			
				179	2	10	91		103		3	41	44		33		1	24	25		24		1	11	12			11			
	計	117	1,840	837	29	432	2	1,300	70.7	454	8	124	0	586	45.1	394	199	4	77	0	280	21.5	264	118	1	37	0	156	12.0	8.3	102
			439	193	10	91	0	294		78	3	41	0	122		49	11	1	24	0	36		33	8	1	11	0	20		15	
第2回 警察官	警察官A (男性)	26	490	234			234	47.8	99			99	42.3	95	66			66	28.2	57	20			20	8.5	11.7	18				
	警察官B (男性)	37	508	34	11	266	2	313	61.6	24	3	131	158	50.5	156	11	1	85	97	31.0	95	6		31	37	11.8	8.5	29			
	警察官A (女性)	9	149	67			67	45.0	56			56	83.6	50	35			35	52.2	35	16			16	23.9	4.2	14				
	警察官B (女性)	11	169	2	5	76		83	49.1		3	41	44	53.0	37		1	28	29	34.9	27			13	13	15.7	6.4	12			
				169	2	5	76		83		3	41	44		37		1	28	29		27			13	13			12			
	計	83	1,316	337	16	342	2	697	53.0	179	6	172	0	357	51.2	338	112	2	113	0	227	32.6	214	42	0	44	0	86	12.3	8.1	73
			318	69	5	76	0	150		56	3	41	0	100		87	35	1	28	0	64		62	16	0	13	0	29		26	
警察官総計		200	3,156	1,174	45	774	4	1,997	63.3	633	14	296	0	943	47.2	732	311	6	190	0	507	25.4	478	160	1	81	0	242	12.1	8.3	175
			757	262	15	167	0	444		134	6	82	0	222		136	46	2	52	0	100		95	24	1	24	0	49		41	

(注)・採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は、女性で内数。

・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高专を含む。高校の欄に記載の数は高校中退者を含む。

・第2回警察官試験は、他の都道府県を第一志望とする者を除く。



(参考)

第4表 広島県職員採用試験(大学卒業程度)の受験者・合格者数の推移

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
全 種	人(程度) 採用予定者数	46	46	41	59	81	89	71	105	119	122
	人 申込者数 (A)	870 (340)	795 (301)	666 (249)	938 (313)	1,442 (519)	1,365 (475)	1,250 (437)	1,151 (405)	990 (336)	1,125 (428)
	人 受験者数 (B)	545 (207)	510 (188)	408 (154)	613 (197)	816 (306)	870 (302)	824 (268)	691 (242)	652 (215)	763 (291)
	人 最終合格者数 (C)	57 (23)	58 (24)	50 (25)	77 (29)	105 (39)	113 (40)	90 (32)	132 (56)	142 (50)	144 (69)
	% 受験率 (B/A)	62.6	64.2	61.3	65.4	56.6	63.7	65.9	60.0	65.9	67.8
	倍 競争倍率 (B/C)	9.6	8.8	8.2	8.0	7.8	7.7	9.2	5.2	4.6	5.3
	人 採用者数 (D)	45 (18)	50 (20)	43 (20)	68 (27)	88 (31)	105 (37)	78 (28)	118 (49)	123 (41)	115 (51)
う ち 行 政 職	人(程度) 採用予定者数	30	24	18	31	42	46	34	57	65	75
	人 申込者数 (A)	617 (248)	526 (191)	449 (175)	594 (190)	1,024 (369)	973 (334)	900 (313)	842 (314)	712 (253)	846 (345)
	人 受験者数 (B)	366 (142)	314 (111)	255 (100)	397 (121)	570 (207)	604 (201)	587 (187)	491 (179)	458 (164)	588 (236)
	人 最終合格者数 (C)	39 (14)	33 (12)	23 (13)	42 (16)	59 (19)	61 (23)	44 (18)	74 (37)	77 (36)	91 (51)
	% 受験率 (B/A)	59.3	59.7	56.8	66.8	55.7	62.1	65.2	58.3	64.3	69.5
	倍 競争倍率 (B/C)	9.4	9.5	11.1	9.5	9.7	9.9	13.3	6.6	5.9	6.5
	人 採用者数 (D)	27 (9)	27 (9)	19 (9)	34 (14)	45 (14)	53 (20)	37 (17)	66 (31)	68 (30)	68 (34)

(注) ( )内は女性で内数

(2) 主な採用試験日程及び試験会場

平成27年度の主な職員採用試験の日程及び試験会場は、次のとおりである。

(公告順)

試験区分	受験案内・申込書配布開始期日	受付期間	第1次試験	第1次試験合格発表	第2次試験	第2次試験合格発表	第3次試験	最終合格発表	試験会場		
									第1次試験	第2次試験	第3次試験
第1回警察官	3月6日(金)	3月6日(月)～ 4月9日(木)	5月10日(日)	5月27日(水)	6月13日(土)～ 6月14日(日)	6月30日(火)	7月27日(月)～ 8月2日(日)	8月21日(金)	広島修道大学	広島県警察学校	広島県庁
大学卒業程度試験 行政 (一般事務B)	5月19日(火)	5月19日(火)～ 6月8日(月)	6月28日(日)	7月14日(火)	8月2日(日)～ 8月12日(水) 7月29日(水)～ 7月30日(木)	— 8月7日(金)	— 8月21日(金)	8月24日(月) 8月28日(金)	【広島会場】 広島修道大学 【東京会場】 明治学院大学 白金キャンパス (東京都港区)	広島県庁	— 広島県庁
第1回 社会人経験者等試験	5月19日(火)	5月19日(火)～ 6月8日(月)	6月28日(日)	7月14日(火)	7月31日(金)	8月7日(金)	8月23日(日)	8月28日(金)	【広島会場】 広島修道大学 【東京会場】 明治学院大学 白金キャンパス (東京都港区)	広島県庁	広島県庁
第2回警察官	7月3日(金)	7月3日(金)～ 8月28日(金)	9月20日(日)	10月1日(木)	10月10日(土)～ 10月11日(日)	10月20日(火)	11月5日(木)～ 11月11日(水)	11月27日(金)	【広島会場】 県立広島大学広島キャンパス、広島県庁 【福山会場】 福山平成大学	広島県警察学校	広島県庁
短大卒業程度試験	7月3日(金)	7月3日(金)～ 9月4日(金)	9月27日(日)	10月15日(木)	10月28日(水)～ 10月30日(金)	—	—	11月20日(金)	広島県庁	広島県庁	—
高校卒業程度試験	7月3日(金)	7月3日(金)～ 9月4日(金)	9月27日(日)	10月15日(木)	10月28日(水)～ 11月3日(火)	—	—	11月20日(金)	【広島会場】 広島県庁 【福山会場】 東部総務事務所	広島県庁	—
身体に障害のある人を対象とした試験	7月3日(金)	7月3日(金)～ 8月20日(木)	9月20日(日)	10月1日(木)	10月14日(水)	—	—	10月30日(金)	広島県庁	広島県庁	—
第2回 社会人経験者等試験	9月4日(金)	9月4日(金)～ 9月29日(火)	10月18日(日)	10月30日(金)	11月16日(月)	11月20日(金)	11月29日(日)	12月4日(金)	【広島会場】 広島県庁 【東京会場】 都道府県会館 (東京都千代田区)	広島県庁	広島県庁

(3) 受験資格等

平成 27 年度の主な職員採用試験の受験資格等は、次のとおりである。

試験区分	項目	年 齢 (生年月日)	性 別	学 歴	その他
	大 学 卒 業 程 度	昭和 61 年 4 月 2 日から 平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた者と 平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた大卒 (卒 見含む) の者	—	_____	
	短 大 卒 業 程 度	昭和 61 年 4 月 2 日から 平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた者			
	高 校 卒 業 程 度	平成 6 年 4 月 2 日から 平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた者	—	_____	
	社 会 人 経 験 者 等	昭和 56 年 4 月 2 日から 平成元年 4 月 1 日までに生まれた者	—	_____	
	身体に障害のある人を 対象とした試験	昭和 60 年 4 月 2 日から 平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた者	—	_____	※①
第 1 回 警 察 官	昭和 61 年 4 月 2 日から 平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた者	男性	警察官 (男性) A	学校教育法による大学 (短期大学を除く。) を卒業 した者又は平成 28 年 3 月末日までに卒業見込み の者	
		女性	警察官 (女性) A		
		男性	警察官 (男性) B	上記以外の者	※②
		女性	警察官 (女性) B		
第 2 回 警 察 官	昭和 61 年 4 月 2 日から 平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた者	男性	警察官 (男性) A	学校教育法による大学 (短期大学を除く。) を卒業 した者又は平成 28 年 3 月末日までに卒業見込み の者	
		女性	警察官 (女性) A		
		男性	警察官 (男性) B	上記以外の者	※③
		女性	警察官 (女性) B		

上記のほか、次のいずれかに該当する場合は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者 (工業を除く。)

イ 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 16 条 (欠格条項) の規定に該当する者

※① 事務職として介護者なしに職務の遂行が可能であり、かつ、自力で通勤ができる者で次のすべてに該当する者

ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 1 級から 6 級までの者

イ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

※② 学校教育法による大学 (短期大学を除く。) に在籍している者及び高等学校を平成 28 年 3 月末日までに卒業見込みの者は受験できない。

※③ 学校教育法による大学 (短期大学を除く。) に在籍している者は受験できない。

#### (4) 採用選考の状況

平成27年度職員採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 選考試験（身体に障害のある人を対象とした試験を除く。）

（知事部局）

実施月日	職 種	受験者数	合格者数
平成27年9月27日(日)	職業訓練指導員	3人	1人
平成28年1月17日(日)	総合土木【追加募集】	16人	3人

（警察本部）

実施月日	職 種	受験者数	合格者数
平成27年6月28日(日)	警察職員 情報処理職	7人	1人
平成27年8月31日(木)	警察官 術科指導員	3人	2人
平成27年9月20日(日)	警察職員 航空整備士	2人	1人
平成27年10月18日(日)	警察職員 (研究員) 工業(鑑識工学)	12人	1人

（選考試験の計）

受験者数	合格者数
43人	9人

イ その他の採用選考件数（割愛等）

区 分	職 種	選考対象数	合格者数
知事部局等	行政職等	35人	35人
教育委員会	行政職	20人	20人
警察本部	警察官等	46人	46人
計		101人	101人

（注）任命権者への委任分を除く。知事部局等には病院事業局を含む。

#### (5) 広報活動等

優秀な人材を確保するため、採用試験の実施について次のとおり広報活動等を展開した。

ア 県広報の活用

① 広報紙

県広報紙「県民だより」等を利用して広報活動等を行った。

② インターネット

県のホームページを利用して広報を行った。

イ 人事委員会ホームページの活用

人事委員会のホームページにより、各種情報提供を行った。

ウ 「職員採用ガイダンス」等の開催

広島県職員採用試験の受験希望者を対象として、「広島県職員採用ガイダンス」を平成28年3月22

日に、女性のみを対象とした「広島県職員採用ガイダンス（女子会）」を平成28年3月16日に、県庁講堂にて開催し、それぞれ199名、136名の参加を得た。内容は、知事からのメッセージ（女子会は森永智絵環境県民局長の講演）、採用試験制度や仕事内容の説明のほか、グループに分かれての若手県職員との意見交換及び職場見学を行った。それぞれのガイダンスの内容については、人事委員会のホームページに掲載した。

また、「技術職・専門職限定 広島県職員しごと説明会」を平成28年1月6日に審理審問室で開催し、82名が参加して、それぞれの職種の若手職員と意見交換を行った。

#### エ 試験制度説明会の実施

県内の大学等を訪問し、学生を対象として試験制度説明会を実施し、試験制度や県行政について説明等を行った。

### (6) 危機管理等

採用試験の実施に当たっては、天候や公共交通機関の遅延等により、予定どおり試験が実施できなくなる可能性がある。このため、次のとおりの対策を講じた。

#### ア 危機管理マニュアル

当初の予定どおりの試験実施が危ぶまれる場合の対応マニュアルを準備し、不測の事態に備えている。

#### イ 携帯版ホームページの作成

天候や公共交通機関の遅延などにより、予定どおりの試験実施が困難になると想定される場合に、受験者に試験実施についての情報を提供するため、人事委員会のホームページに携帯電話で閲覧できる、情報提供ページを準備している。

## 2 職員の昇任

平成 27 年度職員昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	1			2	3
部 長 相 当 職	13		1	2	16
課 長 相 当 職	35	4	1	3	43
担当監・参事相当職	105	24	6	11	146
主 査 相 当 職	89	17	25	38	169
合 計	243	45	33	56	377

(注) 警察本部については警察官を除く。

次に掲げる職への昇任については、その選考を各任命権者に委任している。

- (一) 副主任研究員及びこれらに相当する職
- (二) 主任及びこれらに相当する職
- (三) 本庁の課長の職又はこれに相当する職より下位の職において、現にある職が 2 以上の職務の級に区分されている職（研究職を除く。）で、その職を異にすることなく上位の職務の級に属する職
- (四) 研究職 2 級の研究員の職

※ なお、警察本部における、警察官の警部以下の階級にかかる昇任選考資格認定試験合格者名簿登載者からの昇任についても任命権者に委任している。

## 3 臨時的任用

一年以内に廃止されることが予想される職または適当な任用候補者が不在の場合等に認められる臨時的任用について、教育委員会の申請に基づき承認を行っている。

件数は、次のとおりである。

期 間	件 数
平成 27.4.1～平成 28.3.31	297

※ なお、給与が日額を持って支給される職及び教育職員については包括承認している。

# 給 与 関 係 事 務

### 第3 給与関係業務

#### 1 職員給与の実態

地方公務員法第8条第1項の規定により、平成27年4月現在の一般職に属する職員の給与等の実態を調査した。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

#### (1) 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比

職員の総数は、28,859人で、これを給料表別にみると、教育職が全体の59.3%を占め、以下行政職20.7%、公安職18.0%、医療職1.1%、研究職0.9%の順となっている。

(平成27年4月現在)

給料表	区分	適用人員 人	平均年齢 歳	平均経験年数 年	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
					大学卒 %	短大卒 %	高校卒 %	中学卒 %	男 %	女 %
全給料表		28,859	42.8	20.8	81.1	7.2	11.7	0.0	58.4	41.6
行政職給料表		5,967	43.9	22.7	61.5	12.6	25.9	0.0	66.6	33.4
公安職給料表		5,192	38.0	17.3	61.7	3.8	34.4	0.1	92.0	8.0
教育職給料表(二)(ロ)		4,395	44.9	22.5	95.0	4.3	0.6	-	57.9	42.1
教育職給料表(三)(イ)		12,718	43.4	20.9	92.8	7.2	0.0	-	41.2	58.8
研究職給料表		272	43.4	20.6	99.6	-	0.4	-	82.0	18.0
医療職給料表(一)		40	37.9	14.6	100.0	-	-	-	77.5	22.5
医療職給料表(二)		210	40.6	17.3	88.1	11.9	-	-	27.6	72.4
医療職給料表(三)		65	45.8	23.8	95.4	4.6	-	-	4.6	95.4

#### (2) 職員の平均給与月額

職員の平均給与月額を昨年と比べると、全体で3,445円(0.9%)減少している。

給料表別に見ると、減少率が最も高いのは医療職給料表(二)で8,435円(2.4%)減少しており、他の全ての給料表においても減少している。

給料表	区分	平成27年(A)	平成26年(B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
全給料表		394,287 円	397,732 円	99.1 %
行政職給料表		383,914	386,552	99.3
公安職給料表		352,167	352,486	99.9
教育職給料表(二)(ロ)		425,525	430,608	98.8
教育職給料表(三)(イ)		404,949	409,374	98.9
研究職給料表		400,378	403,465	99.2
医療職給料表(一)		822,127	822,278	100.0
医療職給料表(二)		346,928	355,363	97.6
医療職給料表(三)		376,959	380,102	99.2



## 2 職種別民間給与実態調査

### (1) 調査の目的及び調査対象事業所等

職員の給与を検討するための基礎資料を作成するため、人事院及び広島市人事委員会等と共同で、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 (1,248 事業所) から産業、規模等を考慮して無作為抽出した事業所について、4 月分給与等の実態を調査した。

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
全 産 業		302	124	126	52
農 業 , 林 業 , 漁 業		0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業		31	18	8	5
製 造 業		109	40	45	24
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業		68	28	28	12
卸 売 業 , 小 売 業		35	20	13	2
金 融 業 , 保 険 業 , 不動産業, 物品賃貸業		11	7	3	1
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業		48	11	29	8

(注) 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 2 所、調査不能の事業所が 49 所あった。

### (2) 職員給与と民間給与との比較

#### ア 職員給与と民間給与との較差 (月例給)

県の行政職給料表適用職員と民間事業所の従業員のうち、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢階層等の条件が対応すると認められる者について、平成 27 年 4 月分の給与を、県職員を基準とするラスパイレ方式で比較したところ、民間給与が職員給与を 1 人当たり平均 3,606 円 (0.93%) 上回っていた。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 $\left( \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$
392,654 円	389,048 円	3,606 円 ( 0.93% )

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである (ラスパイレ方式)。  
 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から時間外手当、通勤手当及びこれに相当する手当を除いたものである。  
 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者 5,967 人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた 5,805 人である。

イ 民間における特別給（ボーナス）の支給状況

平成26年8月から平成27年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.21月分（事務・技術等従業員）に相当している。

項 目	区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A1)		348,291 円
上半期 (A2)			348,499 円	250,368 円
特別給の支給額	下半期 (B1)		707,906 円	427,313 円
	上半期 (B2)		758,396 円	482,891 円
特別給の支給割合	下半期 $\left[ \frac{B1}{A1} \right]$		2.03 月分	1.73 月分
	上半期 $\left[ \frac{B2}{A2} \right]$		2.18 月分	1.93 月分
	年 間 計		4.21 月分	3.66 月分

(注) 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 職員の場合、調査実施時の年間支給月数は、4.10月分である。

### 3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、平成27年11月4日、県議会議長及び知事に対し、次の内容の報告及び勧告を行った。

#### (1) 職員の給与に関する報告（内容抜粋）

##### ア 平成27年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

本年の人事院勧告において、月例給は、民間事業所の賃金引上げの動きを反映して民間給与が公務員給与を上回ったため、基本的な給与である俸給を引き上げるとともに、昨年勧告した給与制度の総合的見直しにより、本年4月から段階的に引き上げている地域手当の支給割合について、平成28年度以降に予定されていた引上げを一部前倒しし、同月に遡及して実施することとしている。また、期末手当及び勤勉手当についても、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の好調な支給状況を反映して、民間が公務を上回ったため、0.1月分の引上げを勧告している。

次に、民間給与と実態調査により、県内の民間事業所の春季賃金改定動向等を見ると、定期昇給を実施した事業所の割合は9割程度と高く、また、ベースアップを実施した事業所の割合も昨年を若干上回っており、本県においても昨年に引き続き民間事業所における賃金引上げの動きがみられる。

一方、職員給与については、本年4月から、給与制度の総合的見直しにより国に準じて給料表の水準を引き下げているものの、地域手当は国とは異なり支給割合を据え置いていることなどから、昨年より大きく減少している。その結果、本年4月現在における職員給与と民間給与を比較すると、民間給与が職員給与を3,606円(0.93%)上回っている。また、期末手当及び勤勉手当についても、本年の民間事業所における賞与等の特別給の支給割合(4.21月分)が、現行の職員の年間支給月数(4.10月)を上回っている。

これら諸般の事情を勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

##### (ア) 給料表等

人事院は、本年、官民給与の較差を解消するため、公務の初任給が民間を下回っている状況等を考慮して、俸給表については、初任給を含む若年層に重点を置きつつ、全ての号俸で引き上げることとしている。

また、給与制度の総合的見直しにおける俸給表水準の引下げに伴う経過措置の影響により、俸給表の引上げ改定を行ってもなお残る民間給与との較差を解消するため、平成28年度以降に予定していた地域手当の支給割合の引上げの一部を本年4月に遡及して実施することとしている。

本年の職員給与と民間給与との較差(3,606円)の解消にあたっては、給与制度は基本的には国に準拠することが適当と考えられること、また、本県の初任給についても民間との間に差があることなどから、人事院における俸給表の改定の考え方は、本県においても取り入れることが適当である。

このため、行政職給料表を国の行政職俸給表(一)の改定内容に準拠して改定する必要があるが、この改定を行ってもなお残る民間給与との較差については、本県においても、本年4月から国に準じて給与制度の総合的見直しを実施していることを踏まえ、イ(ア)で述べる地域手当の改定により解

消することが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、同様に、国に準じて改定を行う必要がある。なお、教育職給料表については、全国人事委員会連合会が策定した「参考モデル給料表」を参考にして、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う必要がある。

#### (イ) 初任給調整手当

人事院は、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、医師に対する初任給調整手当について、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、医療職給料表(一)を国に準じて改定することから、医師に対する初任給調整手当についても国家公務員の取扱いに準じて改定を行うことが適当である。

#### (ウ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、民間事業所における賞与等の特別給(4.21月分)の支給割合が現行の職員の年間支給月数(4.10月)を上回っていることから、年間の支給月数を0.1月分引き上げ、4.20月とする必要がある。支給月数の引上げ分は、国の改定状況や民間事業所における特別給の配分状況を参考にして、勤勉手当に配分することとし、6月分と12月分の勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げることが適当である。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国家公務員の改定に準じて改定する必要がある。

#### (エ) 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

### イ 給与制度の総合的見直しに関する給与改定

#### (ア) 地域手当の改定

昨年、人事院は、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分の観点から、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告し、本年4月1日から段階的に実施している。

このうち、地域間の給与配分の見直しの観点から、民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民給与の較差を踏まえ、俸給表の水準を平均2%引き下げるとともに地域手当を改定する見直しを本年4月から実施している。

一方、国における見直しを受けて、昨年、本人事委員会は、世代間の給与配分の見直しの観点や地方公務員法に定める均衡の原則の考え方などを総合的に勘案し、国に準じて給料表の水準を引き下げる勧告を行ったが、地域手当については、当面、現行の内容とし、職員実態等を踏まえ、その在り方を引き続き検討することとしたところである。

この給料表の導入に伴い、アで述べたとおり、職員の給与水準が下がっていることから、県内の民間給与の水準を職員給与へ適切に反映させるため、国と同様に、民間賃金の地域間の水準差に応じて給与を調整する手当である地域手当を見直す必要がある。

この見直しにあたり、県内に勤務する職員の地域手当については、広島市域と広島市域外で民

間賃金の水準差が認められることや、職員の円滑な人事異動等に引き続き配慮する必要があることから、制度として十分に定着している現行の支給区分を基本とすることが適当である。

その上で、支給割合については、給与制度の総合的見直しによる給料表の水準の引下げで低下した職員の給与水準を、民間給与と均衡している見直し前の給与水準に戻すため、国との均衡も考慮し、国の支給基準に本県の行政職給料表を適用する職員を当てはめた場合の支給総額の範囲内で、一律1.5%引き上げることとする。

また、現在、国の支給割合に準じている東京都特別区及び大阪府大阪市に勤務する職員の地域手当については、国に準じてそれぞれ2%、1%引き上げることとする。

改定にあたっては、昨年勧告した給与制度の総合的見直しの実施に係る経過措置の終了時期までの間に適用する支給割合を段階的に引き上げることが適当である。具体的には、ア（ア）で述べたとおり、本年4月における民間給与との較差を解消するため、本年4月1日から平成28年3月31日に適用する支給割合を現行より一律0.79%引き上げることとし、来年度以降の支給割合は経過措置の対象となっている職員の状況等も考慮し、別表のとおりとする。（別表 略）

なお、医療職給料表（適用者）については、これまで給料表や手当の改定を国に準じていることから、地域手当の支給割合も国と同様に改定を行う。

#### （イ）単身赴任手当の改定

人事院は、昨年、給与制度の総合的見直しの中で、単身赴任手当を段階的に引き上げる勧告を行い、本年の報告において、平成28年4月から基礎額を30,000円に、また、加算額の限度を70,000円にすることとされた。

本県では、民間の支給状況等を踏まえ、昨年、国と同様の改定を勧告しているため、平成28年4月から国家公務員の改定に準じて改定を行う必要がある。

### ウ 給与制度をめぐる諸課題

#### （ア）勤務成績の給与への反映

能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、地方公務員法を改正する法律（以下「改正地方公務員法」という。）が平成28年4月から施行され、人事評価の結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが求められているところである。

本県では、既に昇給や勤勉手当において、勤務成績を反映させているが、改正地方公務員法の趣旨を踏まえた適切な運用が図られるように、現行制度の見直しを検討する必要があるものと考ええる。

見直しの検討にあたり、昇給については、給料表の重要な構成要素であること、既に国において人事評価制度に基づく給与反映が行われていることなどから、基本的には国の制度に準拠することが適当と考えるところであるが、勤務成績等を反映する際の昇給号給数については、本県の実態を踏まえる必要がある。

勤務成績に基づく昇給号給数については、国の制度に準拠した現行制度では、勤務成績が特に優秀の場合と標準の場合との差が大きく、また、一方で極めて限定的な運用となっていることから、昇給の効果を見直すことなどにより、人事評価制度に基づく給与反映が積極的に行われるよ

うに環境整備を図る必要がある。

勤務成績が良好でない場合や、勤務期間の一部を欠いた場合の昇給号給数等の取扱いについても、任命権者間や職員間の均衡を図るとともに、勤務成績や勤務期間が適切に反映できるように見直す必要がある。

また、特別の場合に実施している特別昇給については、各事由の必要性や昇給の効果について検証し、見直す必要がある。

#### (イ) 高齢層職員の昇給制度の改正

国において、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しない措置を導入しているところであるが、本県では、勤務成績を昇給に反映させる際の運用等について実態を考慮する必要があることから、改正を見送っているところである。一方、多くの都道府県では国に準じた措置の導入が進んでいることから、(ア)で述べた昇給制度の見直し内容を踏まえた検討を行うなど、当該措置の導入に向けた環境整備を図る必要がある。

#### (ウ) 寒冷地手当の廃止

昨年、人事院は、寒冷地手当について、地域の指定基準に新たな気象データ（1981年から2010年までの30年平均値を用いた「メッシュ平均値2010」）を当てはめて、支給地域を改定するように勧告した。これを受けて、本人事委員会でも、昨年、県内の支給地域の見直しを検討したところ、国に準じて支給地域や支給対象とする公署を指定した場合、市町村合併など気象条件以外の要因による影響を大きく受けることなどから、本県の実情等を踏まえて引き続き検討することとした。

寒冷地手当の支給地域について、国では、市町村役場の所在地において一定の気象条件を満たす区域を市町村単位で指定している。本県の現行制度もこの取扱いに準じて平成17年に指定しているが、その後の市町村合併により市町区域が広域化しており、今回の国の見直しに準じて支給地域を指定した場合、気象条件を満たさない公署にも手当が支給されることとなるなど、適当とは言えない。

そこで、本県における寒冷地手当の在り方を検討するにあたり、改めて、国におけるこれまでの経緯をみると、民間の状況と隔たりがあるといった指摘を受け、平成16年に、人事院が民間の支給状況を調査した結果、民間でも支給実態の多い北海道を基本とし、民間の支給実態の少ない本州については、全国的に人事異動が行われる国家公務員の実情から、北海道に勤務する職員との均衡を考慮して、一定の気象条件を満たす地域を支給地域に指定した。また、この見直しを受け、近隣では、鳥取・島根両県が、民間における支給実態等を考慮して、既に廃止している。

こうした見直しの経緯を踏まえ、本年、県内の民間事業所における同種手当の支給状況について調査したところ、同種手当を支給する事業所はなかったことから、これまでの見直しの経緯や考え方を県内の情勢に当てはめると、寒冷地手当を平成28年度から廃止することが適当と考える。なお、廃止にあたっては、現に支給されている職員への影響を考慮して、所要の経過措置を講じる必要がある。

#### エ 本県独自の給与制度の見直し

知事から、給与制度の見直しについて検討要請があったことから、本人事委員会としては、地方公務員法に定める均衡の原則等を踏まえつつ、本県の今後の人事施策に資する給与制度の在り方について検討を進めてきた結果、次のとおり措置することが適当と考える。

(ア) 職制の見直しに応じた等級制度の見直し

本県の現行の行政職給料表は、公務の類似性から国の行政職俸給表(一)の構造に準じ、8段階の各職制に対応した9段階の等級制となっている。

一方、任命権者においては、高度化・複雑化する行政課題に迅速に対応するため、監督者層の職制を見直し、将来の管理職を担う監督者や、高度な専門知識を有するスペシャリストの育成を図ることとされている。このため、現在、行政職給料表4級及び5級にそれぞれ置かれている職を廃止して、新たな職を設置し、職責を明確に反映した簡素な7段階の職制に再編することとされている。

職務給の原則を踏まえると、この職制の見直しにあわせて、給料表を職制の段階に応じた7段階の等級に見直すことが適当と考えられる。

具体的には、行政職給料表4級と5級を廃止し、新たな職が位置付けられる級を新設することとし、その水準は、当該職の職制上の位置付けや職務内容を踏まえたものとする。

また、現在、同一の職が置かれている行政職給料表1級と2級については、等級を異にするほどの職務の違いがないことから、在職実態等を踏まえた級の統合を行うこととする。

なお、行政職給料表と職制上の類似性が認められる医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)についても、行政職給料表との均衡を踏まえた見直しを行うこととする。

これらの等級の見直しにより、行政職給料表、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の級構成は、別表のとおりとなる。(別表 略)

(イ) 管理職員の給与制度の見直し

a 給料表等

本県では、平成23年4月から、現行の行政職給料表7級以上の管理職員について、職務・職責と勤務実績・能力評価に応じた給与とするため、定期昇給を廃止し、職務の級ごとに、勤務成績の区分に応じた3つの号給に固定して運用する制度を導入している。

しかしながら、定期昇給を前提とした国の行政職俸給表(一)に準じた給料表の枠組みの中で運用しているため、扶養手当や住居手当といった生活関連手当の支給によっては勤務成績の区分にかかわらず月例給での逆転が生じるなど、職務・職責や勤務実績・能力評価の給与への反映が十分とは言えない状況にある。

このため、管理職員については、既に一定程度の給与水準にあることを踏まえ、生活関連手当を不支給とし、これによって生じる給与原資を給料及び管理職手当に再配分する見直しを行うことにより、職務・職責や勤務実績・能力評価による給与反映をさらに進めることが適当と考えられる。

具体的には、等級制度見直し後の行政職給料表5級以上について、国の俸給表に準じた給料表の構造を見直すこととし、勤務実績・能力評価をより一層的確に反映させるため、職務の級ごと

に、勤務成績の区分に応じた4号給を設定する。また、管理職手当については、生活関連手当の受給実態も踏まえつつ、職責差に応じた引上げを行うこととする。

b 期末手当及び勤勉手当

本県では、現在、本庁の部長級及び局長級の職の期末手当及び勤勉手当については、勤勉手当への配分をそれ以外の職にある職員よりも高く設定し、勤務成績をより反映させた制度としている。

今回の見直しにあたり、本庁の課長級の職についても、勤務成績の給与反映を拡大するため、民間事業所における特別給の配分状況も踏まえ、勤勉手当への配分を引き上げることとし、本庁の部長級及び局長級の職と同じ支給月数とする。

なお、扶養手当は期末手当及び勤勉手当の算定基礎となっていることから、aで述べた扶養手当の不支給による影響を考慮し、所要の措置を講じる必要がある。

(ウ) 実施時期等

a 給料表の見直し

(a) 給料表の見直し時期

給料表の見直しは、平成28年4月1日に実施し、同日に新たな給料表に切り替える。

(b) 給料表の見直しに伴う経過措置

新たな給料表の給料月額が平成28年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その達するまでの間は、経過措置としてその差額を給料として支給する。

なお、昨年勧告した給与制度の総合的見直しの実施に係る経過措置を受ける職員については、所要の調整措置を講じる必要がある。

b 諸手当の見直し

(a) 生活関連手当の不支給

見直し後の行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級以上の職員については、平成28年4月1日以降、扶養手当及び住居手当を支給しないこととする。

ただし、これらの手当を受ける職員への影響を考慮し、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間、所要の経過措置を講じることとする。

(b) 管理職手当の改定

管理職手当については、扶養手当及び住居手当の経過措置の状況を踏まえ、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に、段階的に引き上げることとする。

(c) 期末手当及び勤勉手当の見直し

(イ) bに係る期末手当及び勤勉手当の見直しは、平成28年4月1日から実施する。

c その他所要の措置

a及びbのほか、本年の勧告の実施に伴い、所要の措置を講じる。

オ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務



運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえて月例給及び特別給を引き上げるとともに、来年度については職制の見直しなどを踏まえた新たな給与制度への移行を求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

## (2) 勧告（内容抜粋）

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

### ア 平成27年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」という。）の改正

#### a 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。（別表1から別表5 略）

#### b 勤勉手当

##### (a) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ1.0月分）とすること。

##### (b) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.375月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

(イ) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の改正

現行給料表を別表6のとおり改定すること。（別表6 略）

(ウ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

#### a 給料表

現行給料表を別表7のとおり改定すること。（別表7 略）

#### b 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.35月分及び1.45月分とすること。

(エ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号）の改正

#### a 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。（別表8 略）

#### b 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.35月分及び1.45月分とすること。

## イ 給与制度の総合的見直しに関する給与改定の内容

(ア) 地域手当の支給割合を、次に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

- a 東京都特別区 100分の20
- b 大阪府大阪市 100分の16
- c 広島市及び安芸郡府中町 100分の7.5
- d cの地域を除く広島県内の地域 100分の4.5

(イ) 医師及び歯科医師に係る地域手当の支給割合の特例は、当分の間、100分の16とすること。

## ウ 給与制度をめぐる諸課題の内容

寒冷地手当を廃止すること。

## エ 本県独自の給与制度の見直しの内容

(ア) 給料表

アの(ア)のaによる改定後の行政職給料表及び医療職給料表(医療職給料表(一)を除く。)を別表9及び別表10のとおり改定すること。(別表9及び別表10 略)

新給料表(別表9及び別表10)への切替は、別記の切替要領によること。(切替要領 略)

(イ) 諸手当

新給料表のうち別表9における職務の級が5級以上の職員には扶養手当及び住居手当を支給しないこと。

## オ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、3及び4については、平成28年4月1日から実施すること。

(イ) 経過措置等

a 地域手当の支給割合の特例措置

(a) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、イの(ア)のa中「100分の20」とあるのは「100分の18.79」とし、イの(ア)のb中「100分の16」とあるのは「100分の15.79」とし、イの(ア)のc中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.79」とし、イの(ア)のd中「100分の4.5」とあるのは「100分の3.79」とし、イの(イ)中「100分の16」とあるのは「100分の15.5」とすること。

(b) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、イの(ア)のa中「100分の20」とあるのは「100分の19」とし、イの(ア)のc中「100分の7.5」とあるのは「100分の7」とし、イの(ア)のd中「100分の4.5」とあるのは「100分の4」とすること。

(c) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、イの(ア)のa中「100分の20」とあるのは「100分の19.5」とし、イの(ア)のc中「100分の7.5」とあるのは「100分の7.2」とし、イの(ア)のd中「100分の4.5」とあるのは「100分の4.2」とすること。

b 寒冷地手当の廃止に伴う経過措置

- (a) 3による改正の日の前日に改正前の給与条例（以下「改正前条例」という。）の規定により寒冷地手当の支給を受けている職員で、改正日以後も改正前条例の規定を適用した場合に寒冷地手当の支給を受けることとなる職員には、平成33年3月31日までの間、改正前条例の規定により寒冷地手当を支給すること。

この場合に支給する寒冷地手当の額は、改正前条例第13条第2項に定める額から次の①から⑤までの期間の区分に応じてそれぞれ定める額を減じた額（減じた額が零を下回る場合は零とする。）とすること。

- ① 平成28年11月1日から平成29年3月31日まで 3,000円
- ② 平成29年11月1日から平成30年3月31日まで 6,000円
- ③ 平成30年11月1日から平成31年3月31日まで 9,000円
- ④ 平成31年11月1日から平成32年3月31日まで 12,000円
- ⑤ 平成32年11月1日から平成33年3月31日まで 15,000円

- (b) 改正日以後に改正前条例第13条第2項に定める世帯等の区分に変更があった職員に係る(a)の適用については、変更後の区分に定める手当の額が変更前の区分に定める手当の額を下回る場合には当該変更後の区分に定める額を、変更後の区分に定める手当の額が変更前の区分に定める手当の額を上回る場合には当該変更前の区分に定める額をそれぞれ基準とすること。

c 給料表の切替え等に伴う経過措置

- (a) エによる改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。
- (b) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（(a)の職員を除く。）について、(a)による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(a)に準じて、給料を支給すること。
- (c) 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して(a)又は(b)による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(a)又は(b)に準じて、給料を支給すること。

d 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年広島県条例第58号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第3条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成26年広島県条例第59号。以下「平成26年市町立学校職員改正条例」という。）附則第3条の規定による給料

cによる差額の支給を受ける職員にあっては、平成26年改正条例附則第3条第1項又は平成26年市町立学校職員改正条例附則第3条第1項中「その者の受ける給料月額が同日において受

けていた給料月額」とあるのは「その者が平成28年3月31日に受けていた給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額」と読み替えて支給すること。

e 扶養手当の不支給に伴う経過措置

新給料表のうち別表9における職務の級が5級以上の職員には、エによる改正前の給与条例の規定を適用した場合に支給されることとなる扶養手当の額から、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては5,000円を減じた額を、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては10,000円を減じた額を、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においては15,000円を減じた額を扶養手当として支給すること。

ただし、これにより支給される手当は、期末手当及び勤勉手当の基礎とする扶養手当の月額としないこと。

f 住居手当の不支給に伴う経過措置

新給料表のうち別表9における職務の級が5級以上の職員には、エによる改正前の給与条例の規定を適用した場合に支給されることとなる住居手当の額から、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては当該住居手当の額に4分の1を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては当該住居手当の額に4分の2を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においては当該住居手当の額に4分の3を乗じて得た額を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を住居手当として支給すること。

(ウ) その他所要の措置

aからfまでに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講じること。

(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告(内容抜粋)

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

ア 人材の確保

多様で有為な人材を確保するためには、多くの受験者を確保する必要があるが、公務員の採用試験をめぐっては、民間企業の採用拡大の影響などにより、全国的に志望者数が減少傾向にある。

こうした中で、本県においては、広報活動の強化や、専門試験を課さない試験区分である「行政(一般事務)B」の新設といった取組を進めた結果、本年度の大学卒業程度試験の受験者数は前年度より増加し、語学・国際関係・理系学部の学生など新たな受験者層の掘り起こしに一定の成果が見られたところである。

他方、特に技術系職種については引き続き競争倍率が低い水準で推移している状況にある。

こうした状況を踏まえ、各任命権者とも協力し、一層の情報発信に努め、より効果的な広報活動を実施するとともに、多様で有為な人材が確保できる試験制度の研究・改善を引き続き行い、受験者の確保に取り組む必要がある。

イ 能力及び実績に基づく人事管理

地方公務員法を改正する法律（以下「改正地方公務員法」という。）が、平成28年4月から施行されることとなっており、改正地方公務員法では、職員がその職務を遂行するにあたって発揮した能力や挙げた実績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、評価結果を人事配置や人材育成に活用するなど、この制度を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが求められている。

各任命権者においては、改正地方公務員法を踏まえ、標準職務遂行能力を新たに定めるとともに、現行の人事評価制度に関する規程等について、所要の充実や改善を図っているところであるが、引き続き客観的で透明性の高い能力本位の人事管理を進めていく必要がある。

また、今回、等級別基準職務表を条例に規定することが制度化され、あわせて、等級別、職名別の職員数の公表が義務付けられたことに加え、来年度からは本県独自の給料表を導入した新たな給与制度に移行することから、各任命権者においては、職務給の原則の一層の徹底を図る必要がある。

#### ウ 人材の育成

組織の総合力を高めていくため、職員の能力と意欲を引き出し、限られた人材を最大限に活用することが重要であり、各任命権者においては、職員に求められる職務遂行能力を明確にし、その職務遂行能力を発揮することができるような人材育成を図ることが必要である。

そのためには、人事評価制度を活用したOJT（日々の仕事を通じての人材育成）、体系的なOff-JT（研修）等により、個々の職員に応じて採用から退職・再任用まで、計画的な人材育成を図ることが重要である。

また、人材育成を図る上で、各任命権者においては、評定や指導に係る技能を向上させるための措置を講じるなど、人事評価制度に対する職員の信頼を高めるよう努める必要がある。

#### エ 女性の活躍の推進

豊かで活力ある社会の実現を図るため、女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍することが一層重要とされており、本年9月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が公布された。この法律では、都道府県に対し、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析を行うこと、その状況把握・分析に基づいて、定量的目標や取組内容などを定める事業主行動計画を策定することなどを義務付けている。

本県においては、職員に占める女性職員の割合が高まる中、現在は女性管理職の割合が全国平均を下回っているものの、女性職員を将来の管理職員候補として積極的にグループリーダー等に登用・育成するとともに、県政運営における要職へ登用するなどの取組を進めているところである。これらの取組に加え、法律に従い、女性の活躍に関する適切な目標を設定した上で、引き続き出産・育児後の円滑な職場復帰や多様な職務機会の付与・研修等による能力開発などのキャリア形成支援を行うなど、女性の活躍に向けた取組を計画的に進めていく必要がある。

#### オ 時間外勤務の縮減等

「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすワーク・ライフ・バランスは、少子高齢化社会の中で重要な取組の一つであり、中でも、時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題である。

これまでも、一斉定時退庁・一斉消灯等の取組に加え、特に知事部局では、カエルシールや所属長

の自己診断チェックシートといった管理監督者によるマネジメントの徹底などの時間外勤務の縮減に向けた取組を行ってきているものの、昨年度は、8月豪雨災害や衆議院選挙等の影響もあり、知事部局及び警察本部において時間外勤務が増加した。

また、教育委員会では、教員が子供と向き合う時間を確保することにより学校現場の活性化を図るため、これまでも業務改善プロジェクト・チームによって業務の効率化などの取組が進められており、今年度からは新たに教務事務支援員の配置や校務支援システムの導入など、取組の強化が図られているところである。

各任命権者においては、これらの取組を検証し必要な改善を行いながら、引き続き時間外勤務の縮減を図っていく必要がある。

さらに、「仕事以外の生活の充実」の視点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、週休日や夏季休暇等と連続して取得するなど、計画的な年次有給休暇の取得ができるよう、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

#### カ 両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要である。

育児に関しては、各任命権者とも、従来から特定事業主行動計画を策定し両立支援の取組を行っているところであるが、男性職員の育児参加については、特に育児休業の活用が依然として十分とは言えない状況にある。各任命権者は、本年度、いずれも新たな特定事業主行動計画を策定し、男性職員の育児参加については、両立支援の一層の充実を図る観点からさらに高い目標を設定しているところであり、計画期間内に目標を達成できるよう、さらに取組を強化していく必要がある。

また、本県においては、昨年、小学校1年生から3年生までの子を養育するための部分休暇を独自に創設するなど、両立支援のための休暇・休業制度の拡充を行ったところであり、各任命権者においては、こうした新たな制度の周知や利用促進に向けた環境づくりに引き続き取り組む必要がある。

なお、人事院においては、本年、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して勤務時間を割り振るフレックスタイム制の拡充に係る勤務時間法の改正について、報告及び勧告が行われたところであるが、今後、本県においても、国や他の都道府県の動向を注視しながら導入の可能性について検討する必要がある。

#### キ 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、各任命権者において解消に向けた種々の取組が行われ、概ね減少傾向にある。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策を行う中で、引き続き、長距離・長時間通勤の実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な人事管理など総合的な方策により、長距離・長時間通勤を極力解消していく必要がある。

#### ク 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修や相談体制の充実に加え、教育委員会や警察本部においては本年度から精神科の医師を産業医に選任するなど、各任命権者において様々な取組が行われているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者、休職者の数や割合は、依然として高い水準にある。とりわけ、精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策がなお一層必要となっている。

また、こうした精神疾患の一因となり得るパワーハラスメントについても、引き続き各任命権者において、予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

なお、労働安全衛生法が改正され、本年12月から、事業者が常時使用する労働者に対して医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査及びその結果に応じて面接指導の実施を義務付けること等を内容とするストレスチェック制度が創設されるため、本県でも、各任命権者においてこの制度が円滑に導入、運用される必要がある。

#### ケ 高齢期の職員の雇用問題

年金支給開始年齢の65歳までの段階的な引上げが始まり、雇用と年金の接続が社会的な課題となる中、本県においては、現時点では無年金となる期間が1年未満であることから、再任用を希望する退職者について、大部分を短時間勤務のスタッフ職として再任用している状況にある。

しかし、来年度には年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、平成27年度末の定年退職者からは、無年金期間が最長2年となることから、再任用希望者が増加することが想定され、現行の短時間勤務を中心とした再任用制度ではこれまでの経験や能力を十分に活かさないことや、職員の士気の低下、生活に必要な収入が得られないなどの問題が生じることが考えられる。このため、フルタイム勤務の拡大とともに、適切な配置を進め、意欲と能力のある再任用職員を幅広い職務や職域で最大限活用していく必要がある。

また、人事院は、本年の報告において、再任用職員の給与については、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討を行っていくこととしている。本県における再任用職員の給与についても、このような動きを踏まえながら検討していくことが必要である。

#### 4 職員の給与制度改定の動き

##### (1) 平成27年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定

###### ア 給料表等

本人事業委員会が平成27年11月4日に行った「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する報告（以下「報告」という。）」のとおり改正された。（平成27年4月1日適用）

###### イ 諸手当

###### (ア) 初任給調整手当

報告に基づき医師の初任給調整手当が改正された。（平成27年4月1日適用）

###### (イ) 期末手当及び勤勉手当

報告のとおり改正された。（平成27年4月1日適用）

##### (2) 給与制度の総合的見直しに関する給与改定

地域手当の支給割合について報告を踏まえた検討がなされた結果、平成32年4月1日までに段階的に引き上げることとされた。（平成27年4月1日適用）

##### (3) 本県独自の給与制度の見直し

###### ア 給料表の改定

級構成の見直しに伴い、行政職給料表及び医療職給料表（二）（三）について、報告のとおり改正された。（平成28年4月1日施行）

###### イ 管理職員の扶養手当の改正

報告を踏まえた検討がなされた結果、管理職員の扶養手当については、当該手当の対象となる子のうち第三子以降に限り支給することとされた。（平成28年4月1日施行）

###### ウ 管理職員の住居手当の改正

報告のとおり不支給とされた。（平成28年4月1日施行）

##### (4) 寒冷地手当の廃止

報告のとおり廃止された。（平成28年4月1日施行）



# 審 查 関 係 事 務

## 第4 審査関係業務

### 1 公平審査

職員は、人事委員会に対して、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には審査請求（地方公務員法第49条の2）を、また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては措置の要求（同法第46条）をすることができる。

審査請求及び措置要求の各事案の処理状況は、次のとおりである。

#### (1) 不利益処分に関する審査請求

	平成13年（不）第25号～第65号事案（戒告処分取消請求）
	平成14年（不）第5号，第6号，第67号～第70号事案（戒告処分取消請求）
	平成15年（不）第49号，第50号事案（戒告処分取消請求）
	平成17年（不）第4号，第14号，第15号事案（戒告処分取消請求）
	平成18年（不）第2号，第3号，第22号～第25号事案（戒告処分取消請求）
	平成24年（不）第2号，第3号事案（戒告処分取消請求）
	平成25年（不）第3号，第4号事案（戒告処分取消請求）
1	<p>当事者 審査請求人 市町立学校教職員44名            （平成13年度入学式分41名・平成13年度卒業式分2名・平成14年度入学式分4名）            （平成15年度入学式分2名・平成16年度卒業式分1名・平成17年度入学式分2名）            （平成17年度卒業式分3名・平成18年度入学式分3名・平成23年度卒業式分1名）            （平成24年度入学式分1名・平成24年度卒業式分1名・平成25年度入学式分1名）</p> <p>処分者 広島県教育委員会</p>
2	<p>処分の内容</p> <p>(1) 処分年月日 平成13年5月11日・平成14年3月28日・平成14年5月10日・平成15年5月9日            平成17年3月30日・平成17年5月13日・平成18年3月30日・平成18年5月12日            平成24年3月29日・平成24年4月27日・平成25年3月28日・平成25年4月26日</p> <p>(2) 処分内容 戒告</p> <p>(3) 処分事由 入学式又は卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、起立しなかった（職務命令違反，信用失墜行為）。これまでも同様の行為を行っているもの。</p>
3	<p>不服申立理由の要旨</p> <p>(1) 職務命令は、国旗国歌法や学習指導要領を逸脱し、憲法，教育基本法の保障する思想及び良心の自由，表現の自由，教育の自由を侵害しているものである。</p> <p>(2) 職務命令を受けていない。</p> <p>(3) 地公法第33条違反（信用失墜行為）については処分事由として成立しない。</p>
4	<p>審査の経過</p> <p>平成13年7月2日 不服申立て（平成13年（不）第25号～第65号事案）</p> <p>平成13年7月17日 受理</p> <p>平成14年5月23日，24日 不服申立て（平成14年（不）第5号，第6号事案）</p> <p>平成14年6月10日 受理</p> <p>平成14年6月21日 不服申立て（平成14年（不）第67号～第70号事案）</p> <p>平成14年7月3日 受理</p> <p>平成15年7月3日 不服申立て（平成15年（不）第49号，第50号事案）</p> <p>平成15年7月16日 受理</p> <p>平成16年12月14日 47件を併合</p> <p>平成17年4月15日 不服申立て（平成17年（不）第4号事案）</p> <p>平成17年5月16日 不服申立て（平成17年（不）第15号事案）</p> <p>平成17年5月30日 受理</p> <p>平成17年6月4日 不服申立て（平成17年（不）第14号事案）</p> <p>平成17年6月14日 受理</p>

平成17年 6 月20日	受理
平成18年 4 月17日	不服申立て (平成18年 (不) 第 2 号, 第 3 号事案)
平成18年 5 月12日	受理, 不服申立て (平成18年 (不) 第22号, 第25号事案)
平成18年 5 月20日	不服申立て (平成18年 (不) 第23号, 第24号事案)
平成18年 5 月22日	受理
平成18年 6 月19日	受理
平成24年 5 月26日	不服申立て (平成24年 (不) 第 2 号, 第 3 号事案)
平成24年 5 月29日	受理
平成24年11月 9 日	取下げ (1 名 2 件)
平成25年 5 月19日	不服申立て (平成25年 (不) 第 3 号, 第 4 号事案)
平成25年 5 月31日	受理
平成25年 6 月20日	取下げ (30名30件)
平成25年 7 月10日～25日	取下げ (6 名 6 件)
平成25年 7 月31日	決定 (却下) (2 名 4 件)
平成25年 9 月24日	全事案を併合
平成26年 4 月 5 日	取下げ (1 名 1 件)
平成27年 5 月25日	取下げ (1 名 1 件)
平成28年 3 月31日	現在 準備書面交換中 3 名18件
5 審査の方法	公開口頭審理, 書面審理

平成14年 (不) 第72号～第78号事案 (戒告処分取消請求)
平成15年 (不) 第15号～第22号事案 (戒告処分取消請求)
平成15年 (不) 第46号～第48号事案 (戒告処分取消請求)
平成16年 (不) 第14号～第19号事案 (戒告処分取消請求)
平成16年 (不) 第38号～第40号事案 (戒告処分取消請求)
平成17年 (不) 第 7 号～第 9 号事案 (戒告処分取消請求)
平成17年 (不) 第18号～第20号事案 (戒告処分取消請求)
平成18年 (不) 第 4 号～第 9 号事案 (戒告処分取消請求)
平成18年 (不) 第26号～第27号事案 (戒告処分取消請求)
平成19年 (不) 第12号～第14号事案 (戒告処分取消請求)
平成19年 (不) 第15号～第19号事案 (戒告処分取消請求)
平成20年 (不) 第 6 号～第10号事案 (戒告処分取消請求)
平成20年 (不) 第11号～第14号事案 (戒告処分取消請求)
平成21年 (不) 第 3 号～第 6 号事案 (戒告処分取消請求)
平成21年 (不) 第 9 号～第10号事案 (戒告処分取消請求)
平成22年 (不) 第 1 号事案 (戒告処分取消請求)
平成22年 (不) 第 4 号～第 5 号事案 (戒告処分取消請求)
平成22年 (不) 第16号～第18号事案 (戒告処分取消請求)
平成23年 (不) 第 3 号～第 5 号事案 (戒告処分取消請求)
平成24年 (不) 第 1 号事案 (戒告処分取消請求)
平成25年 (不) 第 1 号事案 (戒告処分取消請求)
1 当事者 審査請求人 県立学校教員21名 (平成14年度入学式分 7 名・平成14年度卒業式分 8 名・平成15年度入学式分 3 名) (平成15年度卒業式分 6 名・平成16年度入学式分 3 名・平成16年度卒業式分 3 名) (平成17年度入学式分 3 名・平成17年度卒業式分 6 名・平成18年度入学式分 2 名) (平成18年度卒業式分 3 名・平成19年度入学式分 5 名・平成19年度卒業式分 5 名) (平成20年度入学式分 4 名・平成20年度卒業式分 4 名・平成21年度入学式分 2 名) (平成21年度卒業式分 3 名・平成22年度入学式分 3 名・平成22年度卒業式分 3 名) (平成23年度卒業式分 1 名・平成24年度卒業式分 1 名)
処 分 者 広島県教育委員会
2 処分の内容
(1) 処分年月日 平成14年 5 月10日・平成15年 3 月28日・平成15年 5 月 9 日・平成16年 3 月30日

平成16年5月14日・平成17年3月30日・平成17年5月13日・平成18年3月30日  
平成18年5月12日・平成19年3月29日・平成19年5月11日・平成20年3月28日  
平成20年5月9日・平成21年3月30日・平成21年5月8日・平成22年3月29日  
平成22年4月20日・平成23年3月30日・平成24年3月29日・平成25年3月28日

(2) 処分内容 戒告

(3) 処分事由 入学式又は卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。

なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。

### 3 不服申立理由の要旨

(1) 職務命令を受けていない。

(2) 国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。

### 4 審査の経過

平成14年7月3日	不服申立て（平成14年（不）第72号～第78号事案）
平成14年7月9日	受理
平成15年5月27日	不服申立て（平成15年（不）第15号～第22号事案）
平成15年6月10日	受理
平成15年6月30日	不服申立て（平成15年（不）第46号～第48号事案）
平成15年7月16日	受理
平成16年5月25日	不服申立て（平成16年（不）第14号～第19号事案）
平成16年6月14日	5件受理・1件却下
平成16年7月12日	不服申立て（平成16年（不）第38号～第40号事案）
平成16年8月4日	受理
平成17年5月20日	不服申立て（平成17年（不）第7号～第9号事案）
平成17年5月30日	受理
平成17年7月8日	不服申立て（平成17年（不）第18号～第20号事案）
平成17年7月21日	受理
平成18年5月19日	不服申立て（平成18年（不）第4号～第9号事案）
平成18年5月22日	受理
平成18年7月7日	不服申立て（平成18年（不）第26号～第27号事案）
平成18年7月31日	受理
平成19年5月25日	不服申立て（平成19年（不）第12号～第14号事案）
平成19年6月15日	受理
平成19年7月5日	不服申立て（平成19年（不）第15号～第19号事案）
平成19年7月31日	受理
平成20年5月23日	不服申立て（平成20年（不）第6号～第10号事案）
平成20年5月28日	受理
平成20年7月4日	不服申立て（平成20年（不）第11号～第14号事案）
平成20年7月20日	受理
平成21年5月21日	不服申立て（平成21年（不）第3号～第6号事案）
平成21年6月3日	受理
平成21年6月22日	不服申立て（平成21年（不）第9号～第10号事案）
平成21年6月30日	受理
平成22年3月31日	不服申立て（平成22年（不）第1号事案）
平成22年4月7日	受理
平成22年5月20日	不服申立て（平成22年（不）第4号～第5号事案）
平成22年5月26日	受理
平成22年6月10日	不服申立て（平成22年（不）第16号～第18号事案）
平成22年6月11日	受理
平成23年5月20日	不服申立て（平成23年（不）第3号～第5号事案）
平成23年5月27日	受理
平成24年5月23日	不服申立て（平成24年（不）第1号事案）
平成24年5月29日	受理

平成23年10月31日～

平成24年 6月 7日 取下げ (16名)  
平成24年12月25日 全事案を併合  
平成25年 4月16日 不服申立て (平成25年 (不) 第1号事案)  
平成25年 4月26日 受理・併合  
平成26年 8月27日 第1回口頭審理  
平成26年11月12日 第2回口頭審理  
平成27年 3月24日 裁決 (棄却)  
平成27年 9月 7日 再審請求  
平成27年 9月 9日 再審請求  
平成27年 9月24日 再審請求  
平成28年 1月25日 決定 (却下)

5 審査の方法 公開口頭審理

平成22年 (不) 第2号, 第3号事案 (転任処分取消請求)

1 当事者 審査請求人 市町立学校教員2名  
処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

(1) 処分年月日 平成22年 4月 1日  
(2) 処分内容 転任

3 不服申立理由の要旨

(1) 組合活動へ介入して組合員へ不利益を生じさせる不当労働行為である。  
(2) 希望と異なる異動が行われた。  
(3) 通勤時間が増大した。

4 審査の経過

平成22年 5月11日 不服申立て  
平成22年 9月 1日 1件受理, 1件却下  
平成27年 7月 1日 1件取下げ

5 審査の方法 公開口頭審理

平成26年 (不) 第1号事案 (戒告処分取消請求)

1 当事者 審査請求人 市町立学校教員  
処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

(1) 処分年月日 平成25年12月25日  
(2) 処分内容 戒告  
(3) 処分事由 平成23年12月に校長から、他の教諭を指導する際には、不適切な言動を行わないよう指導を受けたにもかかわらず、平成24年度に新規採用の女性教諭を指導する際、平成24年9月頃まで「バカ」「役にたたん」「つまらんじゃろう」「鈍い」等の正当性を逸脱した表現を加えて指導したことにより、同教諭に精神的苦痛を与え、職場環境の悪化を生じさせた。さらに、管理職に対しても「バカ」と発言する等の不適切な言動を行った。また、酒席において、同教諭に喫煙及び飲酒を勧め、不快感を与えた。

これらのことは、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する。

3 不服申立理由の要旨

(1) 処分者は、パワハラ等を受けたと訴えた当該女性教諭の主張に基づいて聴取を進め、訴えられた請求人の主張は要求しても不十分にしか聴く機会をもとうとしなかった。このような経過の中で下された処分は、正当性を欠き、一方的なものであり不当である。

(2) 「処分事由」にある発言は、背景・経過・状況があつてのことで、反省すべき点はあるものの、非常に重い「戒告」という処分を下されるものではなく、処分が重すぎる。

(3) 校長が職責を全うしていなかったことと本件とは、非常に深い関係がある。校長の勤務に関する聴取等は、請求人への対応を基準に考えると非常にぬるい。そのぬるい聴取をもとに下された校長への

処分内容及び当時の教頭に処分がないこと等と比較して、請求人の処分は重すぎる。

4 審査の経過

平成26年2月17日 不服申立て

平成26年2月28日 受理

平成27年4月24日 審理終了

平成27年6月24日 裁決（棄却）

5 審査の方法

書面審理

(2) 勤務条件に関する措置の要求

事案なし

2 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する悩みや苦情について相談に応じている。

平成27年度中の職員からの苦情相談はなかった。

### 3 職員団体等

#### (1) 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例（昭和41年広島県条例第24号）に基づいて人事委員会に登録の申請をすることができる。

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

#### 職員団体の登録状況（県分）

（平成28年3月31日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成27年度）
自治労広島県職員労働組合	法人	昭41.10.3	平27.4.2（役員）
広島県教職員組合	法人	昭41.10.3	平28.2.22（役員）
広島県高等学校教職員組合	法人	昭41.10.3	平28.2.9（規約・役員）
広島県学校教職員連盟	法人	昭48.1.10	-
全広島教職員組合	法人	平1.12.28	平27.4.17（役員）

#### 職員団体の登録状況（受託分）

（平成28年3月31日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成27年度）
府中町職員労働組合	非法人	昭42.4.6	-
大崎上島町職員労働組合	法人	平16.2.13	平27.12.16（役員）
神石高原町職員労働組合	法人	平17.2.15	平27.11.5（役員）
世羅町職員労働組合	法人	平18.4.7	-
熊野町職員労働組合	非法人	平24.12.10	-
宮島競艇施行組合職員労働組合	非法人	昭50.8.11	平27.5.15（役員）

(2) 管理職員等の範囲の指定

管理職員等とは、地方公務員法第52条第3項ただし書きに規定される職員のことをいい、その範囲の指定は同法第52条第4項の規定により人事委員会規則で定めることになっている。

人事委員会規則による管理職員等の範囲は次のとおりである。

管理職員等の範囲（県分）

本 庁

平成 28 年 3 月 31 日現在

機関	職
議会事務局	事務局長 次長 課長 共通業務担当監 課長代理 秘書担当の課長補佐 秘書係長 庶務係長
知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 都市建築技術審議官 危機管理監 部長 課長 担当課長 減災対策推進担当課長 土砂法指定推進担当課長 政策監 健康指導監 防災航空センター長 東部産業支援担当次長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任・主事（秘書課、人事課の人事、給与、服務、職員団体担当、業務プロセス改善課の定数管理又は業務プロセスの再構築担当）
会計管理部	会計管理部長 課長 出納監察員 共通業務担当監 参事（会計総務課、総務事務課） 主幹・主査（会計総務課の庶務、予算担当のうち、グループリーダー業務に従事するもの）

機関	職
教育委員会事務局	教育次長 理事 参与 部長 課長（室長を含む。） 県立学校改革担当課長 人事管理監 職員管理監 教育指導監 校務指導監 社会教育監 経営企画監 全国高等学校総合文化祭推進監 課長代理 課長補佐 主幹（学校経営支援課） 主任管理主事 総務係長 法務係長 教育広報係長 秘書係長 教員免許係長 県立学校人事係長 小中学校人事係長 採用研修係長 行政係長 給与第1係長 給与第2係長 給与第3係長 文化財保護係長 学校財務係長 教職員定数係長 振興係長 管理係長 主査（管理部、総務課（総務係（人事又は服務を担当するものに限る。）及び秘書係に限る。）、教職員課（教員免許係を除く。）、学校経営支援課（教職員定数係及び学校経営支援推進班学校業務改善推進担当）、学びの変革推進課（人事を担当する者に限る。）、県立学校改革担当（人事を担当する者に限る。）） 管理主事 総務係（人事又は服務を担当する者に限る。）、法務係、秘書係、教職員課（教員免許係を除く。） 教職員定数係又は学校経営支援推進班学校業務改善推進担当の専門員、主任及び主事
選挙管理委員会事務局	事務局長 次長
人事委員会事務局	事務局長 次長 課長 参事 主幹・主査・専門員・主任（任用、給与勧告、公平審査等の事務担当）
監査委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 監査総括監 監査管理監 参事（合同総務課）
労働委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 主任 労働監 労働監 参事（合同総務課）
海区漁業調整委員会事務局	事務局長 次長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長



地方機関

機 関	職
総務事務所	所長 支所長 次長 課長 参事
県税事務所	所長 分室長 次長 課長 地方税総括管理監
厚生環境事務所	所長 支所長 医監 次長 課長
保 健 所	所長 支所長 次長 課長
食肉衛生検査所	所長 次長
動物愛護 センター	所長 総務課長
こども家庭 センター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助課長
農林水産事務所	所長 事業所長 次長 課長 ダム管理事務所長
畜産事務所	所長 次長 課長
病虫害防除所	所長 次長
家畜保健衛生所	所長 次長 課長
建設事務所	所長 支所長 次長 課長 担当課長 ダム管理事務所長 事業所長
広島港湾振興 事務所	所長 次長 課長
消防学校	校長 教頭 総務課長
東京事務所	所長 次長 総務課長
自治総合研修 センター	所長 総括研修企画監 研修 企画監
大阪情報 センター	企業立地監 所長 次長
農業技術指導所	所長 次長
文 書 館	館長 副館長
総合技術研究所	所長 センター長 医監 次 長 支所長 部長 課長 室 長
縮 景 園	園長

機 関	職
美 術 館	館長 副館長 学芸企画監 課長
三 次 看 護 専 門 学 校	校長 副校長 総務課長
総合精神保健 福祉センター	所長 次長 総務企画課長
身体障害者 更生相談所	所長
広 島 学 園	園長 副園長 課長
高等技術専門学校	校長 副校長 庶務課長
技術短期大学校	校長 副校長 庶務課長
障害者職業能力 開 発 校	校長 副校長 庶務課長
農業技術大学校	校長 副校長 総務課長
教 育 事 務 所	所長 支所長 副所長 総 務課長 教育指導課長 主 任管理主事 管理主事
みよし風土記 の 丘	所長 副所長
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	所長 副所長
教育センター	所長 副所長 部長
生涯学習 センター	所長 副所長 総務課長
図 書 館	館長 副館長 総務課長
少年自然の家	所長 副所長
歴史民俗資料館	館長 副館長 総務課長
歴史博物館	館長 副館長 総務課長
高 等 学 校	校長 教頭 事務部長 総 括事務長 事務長
中 学 校	校長 教頭 事務部長
特別支援学校	校長 教頭 部の主事 総 括事務長 事務長

## 備考

- 1 知事部局の「政策監」は、政策監のうち、経営企画チーム、地域力創造課、観光課及び都市計画課に置かれるものをいう。
- 2 知事部局の「参事」は、参事のうち、総務課、秘書課、人事課、業務プロセス改革課、福利課、財政課、経営企画チーム、研究開発課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれるもの並びに財産管理課及び税務課に置かれ庶務又は予算を担当するものをいう。
- 3 知事部局の「主幹」及び「主査」は、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課（安全衛生管理を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものを除く。）を除く。）、財政課及び経営企画チームに置かれるもの、危機管理課、総務課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれ庶務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、総務課に置かれ予算又は法務を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）、業務プロセス改善課に置かれ定数管理又は業務プロセスの再構築を担当するもの並びに研究開発課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループリーダー業務に従事するものに限る。）をいう。
- 4 教育委員会の「課長補佐」は、課長補佐のうち、総務課に置かれ、秘書を担当するもののほか時間外勤務命令又は休暇の承認等について専決することができるものをいい、「管理係長」は、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。
- 5 こども家庭センターの「相談援助課長」は、相談援助課長のうち、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに置かれるものをいう。

管理職員等の範囲（受託分）

(町)

平成 28 年 3 月 31 日現在

略	町名	議会事務局	町長部局	会計管理者 部局	教育委員会事務局	保育所 等	病院等	その他	小中学校	改正年月日
安芸郡	府中町	事務局長 事務局次長	部長 所長 参事 次長 課長 主幹 課長補佐(職 員課) 主査(職員課)	会計管理者 室長 主幹	教育部長 教育次 長 課長 主幹	所長		監査委員事務局長 福寿館長 環境セン ター所長 府中南交流センター館長 図 書館長 公民館長 歴史民俗資料館長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
	海田町	事務局長 主幹	部長 次長 課長 所長 室長 主幹 課長補佐(総 務課) 庶務係長(総務課) 職員係長 財政係長	会計管理者 室長	教育次長 課長 教育指導監 主幹	所長		児童館長 町民センター所長 環境セン ター所長 図書館長 公民館長 ふるさ と館長 ひまわりプラザ館長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
	熊野町	局長	部長 次長 参事 課長 調整監 課長補佐(総務 課)	会計管理者 課長	部長 次長 課長 教育指導監			老人福祉センター所長 中央地域健康セ ンター所長 公民館長 図書館長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
	坂町	事務局長	部長 副部長 課長 人 事係長	会計管理者 室長	教育次長 課長				校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
山県郡	安芸太田 町	事務局長	課長 主幹・課長補佐(総 務課人事及び財政担当) 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	教育次長 課長			保健・医療・福祉統括センター課長 福 祉事務所長 幼稚園長 学校給食共同調 理場長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
	北広島町	事務局長	参事 危機管理監 課長 所長 課長補佐(総務課) 総務係長 行政管理係長 情報電算係長 財政係長 【支所】支所長 次長	会計管理者 室長	副教育長 課長	保育所 所長 保育園 長	【診療所】 診療所長 事務長	芸北ホリスティックセンター所長・次長 大朝保健センター所長 豊平保健福祉総 合センター所長・次長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
豊田郡	大崎上島 町	事務局長	課長 課長補佐(総務課)	会計管理者 課長	課長 教育指導監			福祉事務所長 幼稚園長・教頭	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
世羅郡	世羅町	事務局長	課長 室長 課長補佐(総 務課) 【支所】支所長 課長	会計管理者	課長 室長	所長		給食センター所長 せらにシタウンセン ター所長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30
神石郡	神石高原 町	事務局長	課長 課長補佐(総務課) 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	課長 調整監	所長		農業委員会事務局長	校長 教頭 事務長	H27. 4. 30

## (一部事務組合)

区分	一部事務組合名	管 理 職 員 等	改正年月日
複合	甲世衛生組合	会計管理者 事務局長	H21. 6. 11
	三原広域市町村圏事務組合	事務局長 事務局次長 所長 場長 会計管理者 室長	H19. 7. 6
環境衛生	安芸地区衛生施設管理組合	事務局長 課長 会計管理者	H21. 5. 28
	芸北広域環境施設組合	事務局長 会計管理者	H21. 4. 30
	広島中央環境衛生組合	事務局長 会計管理者 課長 参事 (総務課)	H21. 11. 12
内部管理	広島県市町総合事務組合	事務局長 会計管理者	H21. 5. 28
その他	宮島競艇施行組合	議会事務局長 局長 課長 担当課長 ※課長補佐 (経営管理課) 総務職員係長 財務経営係長	H23. 5. 6
	広島中部台地土地改良施設管理組合	会計管理者 課長	H22. 4. 30

※注 宮島競艇施行組合の「課長補佐 (経営管理課)」とは、課長補佐のうち、経営管理課に置かれ、人事、職員団体又は財政に関する事務を担当するものをいう。

## (広域連合)

広域連合名	管 理 職 員 等	改正年月日
広島県後期高齢者医療広域連合	議会事務局長 事務局長 事務局次長 課長 (会計課長を含む) 会計管理者 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長	H20. 6. 5

#### 4 労働基準監督機関としての職権行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署の事業（同表に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に対しては、人事委員会が行うこととなっている。

労働基準法別表第1による県の事業所の号別区分及び労働基準監督機関としての職権行使の状況は、次のとおりである。

労働基準法別表第1による号別区分（県関係分のみ）

（平成28年3月31日）

労基法別表第1各号	事業内容	該当事業所	監督機関
1号	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業		労働基準監督署
2号	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業		労働基準監督署
3号	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業		労働基準監督署
4号	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業		労働基準監督署
5号	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業		労働基準監督署
6号	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業		労働基準監督署
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業		労働基準監督署
8号	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業		労働基準監督署
9号	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	大阪情報センター	労働基準監督署

労基法 別表第1 各号	事業内容	該 当 事 業 所	監 督 機 関
10号	映画の製作又は映写, 演劇その他興行の事業		労働基準 監督署
11号	郵便, 信書便又は電気通信の事業		人 員 事 委 員 会
12号	教育, 研究又は調査の事業	消防学校 文書館 自治総合研修センター 総合技術研究所のセンター 美術館 看護専門学校 高等技術専門学校 (広島高等技術専門学校を除く) 広島高等技術専門学校・広島技術短期大学校 広島障害者職業能力開発校 農業技術大学校 教育センター 広島高等学校・広島中学校 高等学校 (広島高等学校を除く) 特別支援学校 (寄宿舎を除く) 図書館 少年自然の家 生涯学習センター 埋蔵文化財センター みよし風土記の丘 歴史民俗資料館 歴史博物館 警察学校	人 員 事 委 員 会
13号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	厚生環境事務所・保健所 (支所を除く) 厚生環境事務所支所・保健所支所 こども家庭センター一時保護課 広島学園 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 特別支援学校の寄宿舎	労働基準 監督署
14号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業		労働基準 監督署
15号	焼却, 清掃またはと畜場の事業		労働基準 監督署
前各号に該当しない官公署の事業		本庁 総務事務所 (支所を除く) 総務事務所支所 東京事務所 県税事務所 (分室を除く) 県税事務所分室 総合技術研究所企画部 縮景園 こども家庭センター (一時保護課を除く) 身体障害者更生相談所 農林水産事務所 (事業所を除く) 農林水産事務所事業所 畜産事務所・家畜保健衛生所 農業技術指導所・病虫害防除所 建設事務所 (支所を除く) 建設事務所支所 広島港湾振興事務所 議会事務局 教育委員会事務局 (教職員課分室を除く) 教職員課分室 教育事務所 (支所を除く) 教育事務所支所 警察本部 警察署 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局	人 員 事 委 員 会

労働基準監督機関としての職権行使の状況

(平成27年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	件 20	件 105	件 1	件 126
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	0	1	1
衛生管理者選任報告	6	35	11	52
産業医選任報告	0	0	5	5
ボイラー性能検査	3	2	2	7
第一種圧力容器性能検査	9	5	0	14
ボイラー・第一種圧力容器の休止報告	3	2	0	5
ボイラー・第一種圧力容器検査証の返還	2	0	0	2
ゴンドラの性能検査	1	0	0	1
ゴンドラの休止報告	2	0	0	2
クレーンの性能検査	1	0	0	1
クレーンの休止報告	1	0	0	1
機械等設置届等	0	0	1	1
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	0	0	0	0